

第9回 IISORA シンポジウム 2018 福島

原発事故から7年、 不条理と闘い生きる思いを語る

主 催：飯舘村放射能エコロジー研究会 (IISORA)

共 催：飯舘村民救済申立団 飯舘村民救済弁護団

NPO 法人エコロジー・アーキスケープ

2018年2月17日(土) 13時～18時

場 所：福島県青少年会館 大研修室 (収容人数 200 名程度)

参加者：どなたでもお気軽にご参加いただけます。

参加費：無料

飯舘村を忘れない！ —原子力発電所事故前の飯舘村— 写真：横山秀人



協力団体：京都大学原子炉実験所原子力安全研究グループ、国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン、原子力資料情報室、原発事故被害者相双の会、市民エネルギー研究所、飯舘村写真展実行委員会、日本大学生物資源科学部系長研究室、国際環境 NGO FoE Japan、BIOCITY、ヒューマンライツ・ナウ、ふえみん婦人民主クラブ、福島の子どもたちとともに・湘南の会、早稲田大学社会科学総合学術院家田研究室、R-DAN (50 音順)

お問い合わせ／IISORA 福島シンポジウム事務局 tel：090-6601-6786 email：sympo@iitate-sora.net

<プログラム>

13:00 開会あいさつ

7年間を振り返って

菅井益郎 (IISORA)

13:10－15:00 村民の思い

原発事故、避難、帰村の葛藤。村内外での生活とコミュニティ再建

進行：糸長浩司

ADR 飯館村民救済申立闘争での理不尽に抗して

長谷川健一（村民）

賠償裁判闘争に取り組んで

市澤秀耕（村民）

二地域居住と生活・コミュニティ再建

菅野哲（村民）

村に暮らす思い

細杉今朝代（村民）

新しいコミュニティ「いいたて未来会議」

横山秀人（村民）

<休憩 15:20-15:40>

15:40－17:00 支援者からの思い

進行：浦上健司 (EAS)

除染の効果と限界、村で暮らすことの課題

－「例外状態」に暮らす理不尽－

糸長浩司（日本大学）

20 ミリシーベルトは安全・安心か

今中哲二（京都大学）

原発災害補償闘争での東電・国の責任

只野靖（飯館村民救済弁護団）

放射線の健康影響～将来世代もふくめて

振津かつみ

（医薬基盤健康栄養研究所）

17:00－17:50 総合討論：これからの生活再建と飯館村への思い

進行：糸長浩司

全登壇者

17:50－18:00 総括あいさつ

今中哲二、糸長浩司

原発事故から7年、不条理と闘い生きる思いを語る

ADR 飯館村民救済申立闘争での理不尽に抗して

飯館村民 長谷川 健一 (ADR 飯館村民救済申立団 代表)

要旨は、只野靖弁護士の資料を参照してください。

I 初めての裁判…

- ① 何をやってるかわかりにくい
 - ・ 1 回の法廷は 10 分程度
 - ・ 符牒のように思える言葉（なじみのない法廷用語）
 - ・ 書面陳述のやりとり
- ② 裁判官も組織の一員
- ③ やっぱり、普通の人には縁遠い
- ④ 時間が、かかる

II 訴訟概要

1. 原発事故と避難による慰謝料請求の訴訟 管轄：東京地方裁判所
2. 原告：42 名(13 世帯)飯舘村、川俣町、浪江町住民（平成 24 年 3 月 30 日第 1 次訴訟以下平成 26 年 3 月 31 日第 5 次訴訟まで併合）
3. 被告：東京電力（国を訴えず）
4. 提訴概要
 - ・ 事故は、大地震に対する津波対策をとらなかった東京電力の過失によるものであることを主張した。
 - ・ 当初（平成 24 年 3 月 30 日）、放射能被ばく、避難生活の慰謝料として各人月額 30 万円の 2 年分、その他人生目標、生活基盤破壊・喪失の慰謝料、懲罰的慰謝料を請求。2 年経過後（平成 25 年）に、請求を拡張した。
 - ・ 中間指針（平成 23 年 8 月 5 日発表）での、「事故から 6 か月を第 1 期、次の 6 か月を第 2 期、その後終期まで第 3 期の三つに分け、第 1 期が一人月額 10 万円、第 2 期が同じく 5 万円と定め、第 3 期は未定」とした指針を誤りとして、放射線事故による避難と交通事故等による被害の違いを指摘した。
 - ・ 審査会は、中間指針第二次追補（24.3.16 発表）で 24 年 3 月末に予定される避難区域の見直しで、3 タイプの避難指示区域で月額 10 万円を終期まで支払うことにしたが、この時点（平成 24 年 3 月 30 日）では、原告がまだどの区域に所属するか未定であるし、これまでの中間指針の延長線上にあるもので納得できない。
5. 被告の答弁
 - ・ 請求の棄却を主張
 - ・ 民法上の不法行為法に関する特別法として、原子力事業者は無過失責

任が定められている。

- 中間指針に基づいて公平迅速に誠心誠意対応している。
- 中間指針における精神的損害は、コミュニティ損失や人生目標、生活設計の破壊等の部分も考慮したうえで賠償金額を定めている。
- 放射線被爆にかかる慰謝料については、原告らに放射線障害が生じ健康状態の悪化又は疾病の罹患が生じたという事実関係が認められる場合には賠償の対象となるが、そのような事実関係が認められない場合は原子力損害には当たらない。
- この事故は、史上まれにみる巨大地震と津波に起因する。原賠法 3 条 1 項に該当し、被告が免責されるとの解釈も成り立ちうるが、これを主張すれば、多数の被害者との間で長期にわたって争うことが避けられず、その場合は被害者の十分な救済が図られないこともあるから、原賠法 16 条による国の援助が適切に行われることを前提に賠償を行う。

6. 訴訟経過

- 平成 24 年 5 月 23 日第 1 回裁判から平成 30 年 2 月まで 39 回の裁判が行われた。この間 2 度裁判長交代（合わせて 3 人の裁判長が担当）
 - 第 1～12 回 口頭弁論
 - 第 13～32 回 弁論準備
 - 第 33 回～37 回 口頭弁論、本人尋問
 - 第 38, 39 回 弁論準備
 - 現在、裁判は終期を迎えている。
- この訴訟は、岡本団長とその友人である弁護士が訴訟を起こすことを決め、同調者を募って開始した。
- 横浜ユニオンの方々の法廷傍聴、糸長先生グループには証拠説明に使う原告住宅の線量測定を行っていただくなど、たくさんの方々からご支援をいただく。

Ⅲ 結び

- この事故と 6 年間の避難指示によって被ったふるさとや人心の荒廃を精神的損害として金額に換算することは、当事者にとって困難で意味のない一面も持っている。なぜなら、3.11 以前には還すことができないし、避難後の時間を戻してもらうことはできないのだから。
- 人生目標や生活設計、生活基盤の破壊、コミュニティの喪失に対する慰謝料は月額 10 万円に含まれているというのだが、そもそも月額でカウントするような性格のものではない。

- 13世帯42人の個別事情を詳細に陳述することが、原発事故と避難によって失ったものやこと、各人の精神的苦痛を明示することになった。
- 私のことを例示すれば、極久里というコーヒー店とブルーベリー園の両輪で山間地での自立戦略を実践していたところであった。原発事故と避難によって、その構想が無残にも破壊されたことを、本人の陳述や陳述書をはじめとした数多の証拠説明書で明らかにしている。
- 平成23年7月に福島市内で店を再開させたが、賠償手続きが始まってないので借入れを受けて資金にした。このことが、訴訟に加わることの引き金になった。
- 避難指示解除から1年後で損害（賠償）は終わるのだが、山積みの除染廃棄物や荒廃したかつての住処を目の当たりにして、「ここで、どうやって暮らせばいいのだろうか?」というのが、偽らざる思い。再生の道に思いを巡らす日々が続く。
- 訴えの全てが認められたとしても、心が満たされるということはないと思う。立ち上がり歩き出せる人から、それぞれの方向に歩き出すしかない。裁判は、事故被害の大きさ奥深さを明らかにするという意味が大きい。

2009年6月

飯舘村

自宅と極久里珈琲店の遠景



2016年5月

飯舘村

除染フロンパック越しの自宅遠景



二地域居住と生活・コミュニティの再建

飯舘村民 菅野 哲（ADR 飯舘村民救済申立団 副代表）

1. 二地域居住の環境づくり

- ・飯舘村の人々の新しい生活基盤の創造 ⇒ 新たな出発
- ・飯舘村での農業再開への試験栽培
- ・福島市荒井での農業経営
- ・村に帰る人の生活権、帰れない人の生活権の保障

2. コミュニティ再建活動と課題

- ・震災後（避難中も含めて）の活動 ⇒ 新たなコミュニティの発生
- ・飯舘村民支援、組長としての活動
- ・負けねど飯舘、いいたて匠塾の活動
- ・共同菜園づくり
- ・現在の活動、ADR闘争
- ・高齢世帯の生活不安

3. 今後の課題と展望

- ・飯舘村内で暮らすには
 - 家族の離散
 - 生業の再開
 - 所得の確保
 - 環境の変化
- ・村外に暮らすには
 - 税負担の増大
 - 新天地でのコミュニティ

村に暮らす思い

細杉今朝代（飯舘村前田）

1. 震災前の暮らし

飯舘村佐須で生まれ、結婚して、前田で暮らす。

稲作 2～3町、葉タバコ 1町、自家用野菜生産

冬は、建設業で働く、兼業農家。

たばこ生産の前田地区総代。

田植え・稲刈り等での3軒での結。稲作機械無しで大丈夫。

息子夫婦（孫4人）との8人の同居家族。

2. 避難中の暮らし

避難先は、福島市内の公務員宿舎。息子夫婦と同じ宿舎内で、別々の部屋で暮らす。

避難中に、息子家族は孫の進学もあり南福島に移住。

避難中は、一向宗の富山県高岡教区（600のお寺）の支援で象さんタオルづくり。

富山でのホームステイ体験。年末の餅つき大会も継続中。

渡辺とみ子さん達の「母ちゃんの力プロジェクト」や、

菅野哲さん達の「いいたて たくみ塾」にも参加。

避難中は、多くの人達の暖かい支援を頂き、ありがたいと思っている。

たくさんの勉強をさせてもらった。普通の仕事ができないということはひどい。

3. 帰村してからの暮らしと思い

飯舘村の住宅の屋根、壁などの改修。

村の「生きがい農業支援」でたい肥を入れたハウスや路地での野菜づくり

役場で放射能測定。検出されていない。安全だが安心できるか？

NPO 法人エコロジー・アーキスケープから、みんなの農業ハウス提供（黒土とハウス）

試験的野菜づくりと放射能測定。1～2ベクレルはある。

何よりも私のやりたいことは、土と接すること。

心配ごとや怒りなど忘れて、とても穏やかな気持ちになる。不思議。

村で暮らし、何の仕事をしていても、放射能のことは頭からは離れなく、心の底にある。

しかし、それ以上に、野菜づくりや、花を育てて楽しむことの思いが強い。

避難先、移住先では、安らげない。安らげる場として村に戻る。お金で買えないものが奪われたまま。村に戻って暮らしているからと言って、東電を許したわけではない。

「孫離れをしなければいけない」、「元気なうちは、子供達に世話をかけたくない」と思ったりして暮らしている。

要約責任 糸長浩司

新しいコミュニティ「いいたて未来会議」

平成 29 年 12 月 1 日設立 現在、会員 3 名。始まったばかりです。

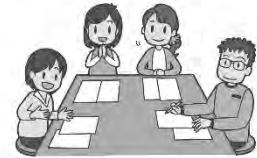
今日は、「いいたて未来会議」の設立趣旨等をご報告いたします。

平成 30 年 2 月 17 日

いいたて未来会議 代表 横山 秀人

○ 設立趣旨 ○

「その思いが、私たち飯舘村民の未来へとつながる。」



日々生活している中で、いろいろな思いが浮かんできます。

悩みがあれば、こんなことやってみたいという希望もあります。

それは解決に向かう前に、また、実現に移す前に、諦めや難しいかもという気持ちを感じながら徐々に小さくなっていく。

このような状態が続くと精神的に疲れてしまう、気力がなくなってしまう。

そんな経験をしたことはありませんか。

「いいたて未来会議」は考えます。

一人の思いは、他の村民も思っていることかもしれない。

一人で考えるより、誰かに話したほうが、次へ進むきっかけが生まれるかもしれない。

一人の思いから始まったことが、多くの村民にとって良い方向へとつながるかもしれない。

まずは、思っていることを話し合ってみませんか。

「いいたて未来会議」は、村民が自由に話し合える場をつくれます。

○ 事業内容 ○

- ・ 村民が自由に話し合える場をつくる
- ・ ホームページ等を利用して村民の思いを共有する
- ・ 村民の思いの解決、実現等に向けて情報提供及び活動支援する

○ 組織形態 ○

任意団体 （※避難村民自治組織）

※飯舘村原子力災害に係る避難村民自治組織設置に関する要綱にそった組織

いいたて未来会議 規約（一部抜粋）

（名称及び事務所）

第1条 この会は、いいたて未来会議（以下「本会」という。）と称し、事務所を代表宅に置く。

（組織）

第2条 本会は、飯舘村民で入会を希望する者をもって組織する。

（目的）

第3条 本会の目的は、次のとおりとする。

- （1）会員間及び飯舘村民との親睦融和を図ること。
- （2）会員及び飯舘村民の意見・要望の集約を図ること。
- （3）会員間及び村との情報交換・共有の場を提供すること。
- （4）その他、生活向上のために必要なこと。



<これからの取り組み>

子育て中の方、また、仕事をしている方を一カ所に集め会議を開くことは、とても困難であることは、今までのイベント等で感じています。

また、広範囲に避難しているため、会議に参加したくても参加できないことも考えられます。

よって、ホームページ、SNS等での情報交流を主に行いながら、

『2人以上集まれば「いいたて未来会議」と称した話し合いの場を随時開き、会員及び飯舘村民の交流等を図る予定です。

平成30年度は、テーマを決めたワークショップ等を開催したいです。

そこから、新しい視点、新しい活動などが生まれるといいなと思っています。

もちろん、会員募集も行っていきます。

いいたて未来会議 代表 横山 秀人

メールアドレス info@iitate.net

ホームページ <http://iitate.net/>



※設立支援・HP制作支援・情報提供等支援

一般社団法人いいたてネットワーク

<http://iitate-network.org/>

除染の効果と限界、村で暮らすことの課題

－「例外状態」に暮らす理不尽－

糸長浩司 日本大学生物資源科学部

1. 除染により空間線量率は下がったが、土壤にセシウムは残っている。特に山に。

☆宅地、農地、林地の除染（宅地・農地は表層土 5～10 cm の除去、宅地から 20 m の山林は落ち葉のみ除去）により、住宅内外、農地での空間線量は低減した。自然崩壊による低減効果（特に、セシウム 134 の半減期は 2 年）もある。屋外では事故前の 10 倍以上の線量、山は 20 倍以上。

☆2017 年 8 月に飯舘村内 8 軒、川俣町山木屋 1 軒、浪江町 1 軒の計 10 軒（住宅内は 9 軒）の住宅内外の空間線量率と土中 Cs の測定。 2014 年 7 月と比較。全ての宅地は除染済。

室内空間線量率 1 階：床面<1m 床上<天井 と空間上部が高い。二階も同様。

放射線管理区域基準（ $0.6 \mu\text{Sv/h}$ ）を超える個所は天井付近に限られる。

生活空間高さ床上 1m で、平均で $0.34 \mu\text{Sv/h}$ 。2014 年と比べて 6 割程度低減。

屋外空間線量率 地上 1m（平均 $0.54 \mu\text{Sv/h}$ ）<地上 2 m（0.59）<地面（ $0.65 \mu\text{Sv/h}$ ）で放射線管理区域の値に近い。除染されて地面からの直接放射線量は低減されているが、周囲の山林から線量が影響。森林に面する地面は、面していない地面の約 1.5 倍

☆屋外線量率と屋内線量率の相関係数は 0.8 と高い相関傾向にある。

☆調査住宅の生活は $2.25\text{mSv/年} \sim 6.73\text{mSv/年}$ の外部被曝、平均 4.58mSv/年 。放射線管理区域基準値より若干低いものの、法令の一般公衆に対する線量限度 1mSv/年 の 4 倍以上の被曝推計量。

2017 年で 4.58mSv/年 が 1mSv/年 に減衰するのは、約 50 年後と推計。

☆除染後宅地の深度 5cm 層単位でのセシウムの残存状況を上記の 10 軒で測定。

表層 5cm : 最高値は 6844Bq/kg 。89～ 6844Bq/kg の幅。除染済宅地で表層 5 cm は被汚染の土で客土されているはず。再汚染？ 平均で 2900Bq/kg 。

表層 5cm～20cm : 最高値は 13000Bq/kg （柿の木の下、5～10cm 層）。5～10cm 層の平均 2700Bq/kg 。

10～15cm 層 平均 800Bq/kg 15～20cm 層 平均 700Bq/kg 。

除染後の宅地でのセシウムの残存比率は、表層 5cm で 39%、5～10cm 層に 37% 残存し、除染前の表層 5cm は 90% 近く残存と比較し、汚染絶対量は低減しているが、深さ 10cm までに浸透している。

☆落ち葉除染された宅地裏山のセシウム量を上記 5 軒で測定。

表層 5cm : 最高値は 41400Bq/kg （杉の木の下）。80～ 41400Bq/kg の幅で、平均 17700Bq/kg 。

表層 5cm～20cm : 最高値は 8600Bq/kg （5～10cm 層）。5～10cm 層の平均 3300Bq/kg 。

10～15cm 層 平均 700Bq/kg 15～20cm 層 平均 300Bq/kg 。

裏山の表層 5cm 層土壤は宅地の 6 倍の放射性セシウムの汚染状況である。放射能汚染対策基準値の 8000Bq/kg を 2 倍超える汚染土壤が裏山の表層土壤にまだ残存している。このような個所での生活再建を許可する避難解除宣言は非常に理不尽なものといわざるを得ない。

☆落葉広葉樹の樹皮へのセシウム付着が高く、セシウムが 1 万～14 万 Bq/kg の高汚染量である。

杉は、心材への汚染が進む。心材に 400Bq/kg 近く。避難解除され、伐採樹木の薪使用が心配である。

佐須の試験農地で樹幹流（樹幹を流れる雨だれ）の測定（2017 年春～夏）。樹木の根とも汚染の継続。

5～ 28Bq/kg 。飲料水の基準値 10Bq/kg を超える。

2. 放射能汚染されたままの土を耕し、農産物をつくらざるをえない 不条理

☆除染された農地に残る放射性セシウム。特に、半減期が30年のセシウム137が問題。

例えば、前田地区のH宅の除染済農地（自家菜園農地）の残存セシウムの測定。2017年春。

除染済農地：土中15cmの平均、250～3000Bq/kgのセシウム残存。

反転しても低減効果はなし、返ってセシウム量が増加。土中のセシウム状態は場所により異なる。

新しい温室を設置し、村外の黒土とたい肥混入で、土中15cmで平均50～110Bq/kgの土壌作成。

野菜への移行率：除染済農地での栽培野菜、土中15cm平均423Bq/kgで栽培した白菜3Bq/kg

土中15cm平均2945Bq/kgで栽培したナス3Bq/kg。移行率0.1%～0.7%

農業ハウス野菜、土中15cm平均54Bq/kgで栽培ホーレン草Cs137不検出（限界値0.5Bq/kg）

土中15cm平均113Bq/kgで栽培小松菜Cs137で1Bq/kg

野菜への移行率は極端に少なく、概ね、厳しく予想しても10Bq/kg以下にはなりそう。

☆震災前の放射性物質の取り扱い基準：放射能汚染されたもので再利用可能は、100Bq/kg以下。

震災後の基準：上記の基準の他、廃棄物として規制するものは、8000Bq/kg以上。

100～8000Bq/kgの放射能汚染土壌はグレーなままで放置されている。

100Bq/kg以上の汚染された土壌で農産物をつくる、作らざるをえないという、不条理。

☆帰村者で自家用野菜用のハウス設置希望が多い。村の「生きがい農業」支援で50万円上限

☆佐須の試験農場で西洋蜜蜂の試験養蜂（201年）。スズメバチ死骸でセシウムが170Bq/kg、西洋蜜蜂死骸で66Bq/kgの汚染。飯舘村内産蜂蜜は2016年産で500Bq/kgの汚染。

☆佐須の日大試験農場でエネルギー作物の栽培（2014年～）と作物への移行率の測定。（2017年結果）

高糖度ソルガム→汚染土壌土中20cm平均Cs2497Bq/kg→ソルガム抽出液1.3Bq/kg→移行率0.05%

除染済土壌土中20cm平均Cs264Bq/kg→ソルガム抽出液1.3Bq/kg→移行率0.5%

二条大麦 → 汚染土壌土中20cm平均Cs2934Bq/kg → 穂3.8Bq/kg→移行率0.13%

除染済土壌土中20cm平均Cs1931Bq/kg → 穂3.8Bq/kg→移行率0.2%

ヤーコン → 汚染土壌土中20cm平均Cs2770Bq/kg → ヤーコン芋0.5Bq/kg→移行率0.02%

試験栽培物へのセシウムの移行率は0.02～0.5%の幅があるが低い。除染済農地への移行率が若干高い傾向。除染済土壌中のカリウムや有機物不足が総体的にセシウム吸収を高めていると推察できる。

3. 一割弱の村民が帰村。当面は二地域居住（外住内管）、もどらないことを選択した村民。

多様な居住・生活再建への支援と、二重居住権の確保へ。

☆飯舘村では2017年4月からの長泥地区を除く全村の避難解除。→ 多様な生活再建の姿。

村民の1割弱が帰村（帰村せざるを得ない、避難生活での疲弊感と帰村による不安の中での安らぎ感）。

2018年3月で各種の補償が切れるなかで、帰村による生活を選択せざるを得ない高齢者たち。

世帯主の人達による飯舘村の住宅・農地維持管理活動と村外での新住宅による生活再建という二地域居住の村民（外住内管）。帰村は断念し村外での住宅取得による生活再建する村民。

☆飯舘村M行政区全成人アンケート（2017年12月）。世帯主17人（33%）、成人45人の回答（23%）

・村内住宅扱い、「そのまま」4件（25.0%）、改修・新築・新築予定9件（56.3%）。

「解体（もう住宅は建てない）」2件（12.5%）。村の住宅地の継続意向高い。

・避難生活への保障等がなくなった場合の帰村意向（45人）は、「まだ決めていない」半数弱、「帰村

しない」2割、「帰村するしかない」2割弱。「国や村が帰村可能と宣言したのだから、村に戻る」帰村選択者1割。積極的帰村より、消極的帰村の意向が多少高い。

- ・帰村時期（45人）は、2018年の4月まで2割未満で、5年以内を含めると約3割。「現時点での判断はできない」4割弱、「帰村は断念」1割強、「5年より先だがいつかは帰る」16%。村内コミュニティ維持の厳しさがうかがえる。今後10年後が課題。
- ・帰村希望者（39人）の帰村時の同行家族構成は、「夫や妻」5割超、「親」は2割弱、「子」1割、「孫」ゼロ。単身（本人のみ）1割強。高齢夫婦、高齢の親を伴う帰村傾向。「高齢帰村」という課題。
- ・帰村に慎重な理由上位3（45人）は、「若者や子どもが戻れないこと」（69%）、「山林汚染」（64%）、「野生動物の増加」（64%）。次いで、「生活サービスの低下」（63%）。
- ・5年以内の帰村意向者（14人）の帰村後の食生活は、「基本的に全て購入」（36%）、6割弱の人は野菜の一部を自給すると回答。自家用野菜の栽培に対する対策必要。健全な黒土とハウスの提供。
- ・帰村者に早急に必要な施策（45人）は、「医療体制の充実」（69%）、「食料品等の買い物環境」（67%）、「自家生産する野菜の安全性の確保」（49%）。
- ・村外で生活する行政区民に必要な施策（45人）は、「区民の健康問題の相談、情報収集」（51%）、「村外の交流イベント」（42%）、「交流できる場所の確保」（38%）、つながり環境の構築が指摘。
- ・重要な行政施策（45人）は、「放射能被害に対する補償・賠償」（58%）、「将来にわたる村民の健康管理体制」（44%）、「帰村者の生活の改善や充実」（33%）、長期的な補償と健康で安全な暮らしの確保。「山林も含む徹底的な除染」（31%）と続く。

☆帰村か、移住かの二者択一の選択ではなく、「放射能汚染公害地域」（仮）として、将来の帰村も含めた飯舘村での居住権の確保と、避難移住先での居住権の確保という、両居住権の補償が必要。

★震災直後に筆者は、飯舘村長や報道機関に対して「二重住民票」を提案した。現在、日本学術会議「原子力発電所事故被災住民の『二重の地位』を考える小委員会」は、避難者に対して避難先市町村が「特例住民」（仮）の登録と対応、避難元市町村が「特定住所移転者」（仮）の認定を提案している。

4. 「放射能汚染公害対策法」（仮）による、永続的補償を、人、大地へ

☆原発災害は原発からの放射性物質による放射線汚染であり、汚染物質の放射性物質（放射性セシウム等）が大地等に付着し、長期に放射線を放出する長期的産業公害である。空間線量率だけでなく、汚染物質である放射性物質の付着状況（土中密度、ベクレル/kg）を監視、規制する制度が必要である。

☆7割以上が山林で占める農山村地域が放射能汚染された状況は、一部除染された個所がクールスポットとなる程度であり、全面的な汚染区域が広がったままである。汚染された山林への自由な出入による山火事による再汚染拡大が危惧される中、汚染度合による土地利用規制、入山規制が必要となる。

☆先のM行政区民アンケートで、放射能汚染の継続する山林への入山規制はついて質問した（45人）。

「賛成する」（24%）、「賛成するが土地所有者の合意が必要」（33%）、賛成者は6割弱に達する。

☆撤去できず汚染物質が残存している状態（放射能汚染状態）は、その製造者責任者の東京電力による産業公害（放射能汚染公害）状態にある。汚染物質が明確に確認される限りは、永続的な災害対処と大地及び人々への補償の責務がある。また、国策として原子力発電政策を進め、原発事故を起こさせた国にも同等の政策責任がある。人への直接影響が明確でない場合でも、人が生活するための不可欠な生存財である、大地（土・水・生物）が汚染された状況に対する永続的な補償、大地とともに暮らす生活権の剥奪に対して補償が必要である。「例外状態」（アカンベン）が継続する理不尽がある。

20ミリシーベルトは安全・安心か

今中哲二 京都大学原子炉実験所

◇ 1ミリシーベルトに科学的根拠はない？

2年前、当時の丸川環境大臣が「1ミリシーベルトの被曝基準に何の科学的根拠もない」と発言して謝罪に追い込まれた。何もご存じない大臣が、ふだん役人に言われていることを正直にしゃべっただけのはずだったのに、丸川大臣を擁護する声は聞こえてこなかった。

国の専門家や役人が「世界の権威」としていつも持ち出すICRP（国際放射線防護委員会）は1977年の勧告で、一般公衆に対する被曝限度として「年5ミリシーベルト」という値を勧告した。当時のICRPによると、年5ミリシーベルトという被曝にともなう危険度（リスク）は「公共輸送機関の利用に伴うリスクと同程度であり、公衆の個々の構成員のだれにとっても多分容認できるだろう」と述べている。つまり、公衆の被曝基準にともなうリスクは、バスや電車に乗っていて死亡事故にでくわす程度であろう、というのがICRPの見解だった。

その後、基準の最大の根拠となっていた広島・長崎被爆者追跡調査データが蓄積されるにつれ、被曝にともなうガン死リスクが従来考えられていたより大きいことが明らかになった。そこでICRPは1985年、一般公衆に対する被曝限度は年1ミリシーベルトに引き下げた。現在の日本の法令も、原子力施設周辺の一般公衆に対する線量限度は年1ミリシーベルトである。ちなみに、私のような放射線作業従事者に対しては、平均年20ミリシーベルトの線量限度が適用される。

◇ 20ミリシーベルトまでなら安全・安心？

昨年3月から4月にかけて、飯舘村など居住制限区域の避難指示が解除された。解除に先立って私は、『環境省や行政が、20ミリシーベルト以下は安全・安心です、というキャンペーンをやっている』という話を何度か地元の方から聞かされた。7年前に福島原発事故が起きて以来ずっと『放射線被曝には被曝量が少なくてもそれなりのリスクがあります。シーベルト、ベクレルについて勉強して自分で判断できるようになって下さい』と言ってきた私としては、どんな専門家が、どんな根拠でそんなことを言っているのか気になって調べてみた。ところが、いろいろなホームページを調べても『20ミリシーベルト以下なら安全・安心です』と述べている行政文書や専門家の見解を見つけることはできなかった。

つまり、『1ミリシーベルトに科学的根拠はない』と同じく『20ミリシーベルト以下は安全・安心です』も、根拠のわからない“幻のキャンペーン”だった。



2016年2月13日 毎日新聞

☆ 年20ミリシーベルトの由来：緊急時被曝状況と現存被曝状況

2011年3月11日、地震・津波をきっかけに福島原発事故がはじまり、3つの原子炉がメルトダウンを起こした。放射能汚染の拡がりは、それまでの防災対策で想定されていた範囲を大きく超えてしまい、大混乱状態の日本政府は、放射能汚染にキチンと対処出来なくなってしまう。政府の原子力災害対策本部が気を取り直して体勢を整えはじめたのは3月末だった。日本の法令基準にはまだ採用されていなかった“緊急時被曝状況”と“現存被曝状況”というICRPの考え方を導入して、放射能汚染に対処することになった。

- 緊急時被曝状況：原発事故のような緊急事態において、予測される被曝量が“あるレベル”（参考レベル）を越えるような場合、防護計画に従って住民避難などの対策を行う状況。緊急時被曝状況に関する参考レベルの値は、20～100ミリシーベルトの範囲で責任当局が決定する。
- 現存被曝状況：放射能汚染地域のような場所に人々が暮らす場合、被曝量を“あるレベル”（参考レベル）以下に引き下げするため、継続的な防護措置と管理が必要な状況。現存被曝状況に関する参考レベルの値は、1～20ミリシーベルトの範囲で責任当局が決定する。
- そして日本政府は、緊急時被曝状況には20ミリシーベルト、現存被曝状況については1ミリシーベルトという参考レベルの値を採用した。

昨年春、居住制限区域などの避難指示が解除されたが、つまりは、“緊急被曝状況”から“現存被曝状況”へ位置づけが変わったということである。原子力規制委員会文書「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（2013年11月）は次のように述べている。

避難指示区域への住民の帰還にあたっては、当該地域の空間線量率から推定される年間積算線量が20 mSvを下回することは、必須の条件に過ぎず、同時に、ICRPにおける現存被ばく状況の放射線防護の考え方を踏まえ、以下について、国が責任をもって取り組むことが必要である。

- ・長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1 mSv以下になるよう目指すこと
- ・避難指示の解除後、住民の被ばく線量を低減し、住民の健康を確保し、放射線に対する不安に可能な限り応える対策をきめ細かに示すこと

避難指示解除された汚染地域へ戻るかどうかは、極めて個人的な判断であり、行政が決めるようなことではない。今中に言わせれば、以下の相反する2つのことに人々が折り合いをつけられるようかにかかっている。

- 余計な被曝はできるだけ避けた方がよい
- 汚染対域で暮らすとそれなりの被曝を受けることは避けられない

そして、被災者がどのような選択をしようと、その選択を支援する責任が国と東電にあることを改めて強調しておきたい。

2018年2月17日

弁護士事務局長

弁護士 只野靖

第1 はじめに

1 申立の背景

(1) 初期被ばく慰謝料

① 長泥 妊婦子供100万円、その他は50万円

② 蕨平 妊婦子供100万円、その他は50万円

(2) 避難慰謝料の増額

浪江町 月額10万円→月額15万円

(3) 不動産の単価の増額

山木屋地区集団申立事件（平成24年（東）4460号ほか）農地等の単価増額

2 申立の概要

(1) 申立 2014年11月14日

申立人 776世帯, 3017人

弁護士 実働80人

(2) 2015年5月 弁護士合宿・飯舘村見学 弁護士参加47名

(3) 2015年11月 現地調査 弁護士ニュースNo.4参照

(4) 2017年2月22日 今中哲二助教 ヒアリング

第2 ADRの審理と和解案

1 避難慰謝料の増額

(1) 現状月額10万円

(2) 主張・立証 申立人全世帯の聴取報告書を提出 100点以上の証拠提出

(3) ADRの和解案提示 2017年8月

ア 要介護など

① 要介護4及び5、身体障害1級及び2級、精神障害1級、療育手帳の障害の程度A

→ 月額5万円増額

② 要介護2及び3、身体障害3級及び4級、精神障害2級、療育手帳の障害の程度B1

→ 月額3万円増額

③ 要介護1、身体障害5級～7級、精神障害3級、療育手帳の障害の程度B2

→ 月額2万円増額

④ ①～③の該当者の介護・世話を恒常的に行ったもの

→ 要介護者等などと同額

イ 懐妊・乳幼児

① 懐妊中であること（子の誕生月から遡って6か月間）

→ 月額3万円増額

② 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと（子の小学校入学まで）

→月額3万円増額

ウ 家族の別離、二重生活

→ 月額3万円増額

エ 避難所を6カ所以上移動した場合

→ 10万円

(4) 現状

現在、この基準に従って、請求手続中、2018年中には支払い予定

介護手帳のコピー、相続が発生した場合の相続手続

(5) これまでのADRの和解案よりも前進している点

上記の基準は、東電の賠償額よりも増額されている。

必要とする資料も、大幅に簡素化されている。

(6) 課題

H23年3月～H27年12月分(58カ月分)まで

H28年1月分以降は、別途申立が必要

上記に何も該当が無い場合

2 初期被ばく慰謝料

(1) 現状 0円

(2) 主張・立証

・低線量被ばくの危険性を示す研究論文

・京都大学原子炉実験所の今中哲二氏を中心とした「飯舘村初期被曝評価プロジェクト」が行なった調査研究(飯舘救済申立団の中では約750人)。飯舘村民らの「初期外部被曝線量」の平均は7・0ミリシーベルト(内部被ばくは含まず)。

(3) ADRの方針

今中助教による、被ばく証明書がある人のうち、2011年7月末までに9mSv以上の被ばくがあった人、約200人に対して、1人15万円(総額)

ただし、長泥地区の方には50万円(総額)

(4) これまでのADRの和解案

① 長泥 妊婦子供100万円、その他は50万円 →東電受諾

② 蕨平 妊婦子供100万円、その他は50万円 →★東電拒否

③ 比曽 妊婦子供80万円、その他は40万円 →★東電拒否

(5) 申立人団の対応

対象人数、金額とも不満ではあるが、ADRの和解案には清算条項はないため、申立人団としては、苦渋の選択ではあったが、この和解案を受け入れることとし、救済から漏れた村民については、別途の訴訟などの方途を検討していくことにした(2018年1月31日)。

(6) 東電の対応

和解拒否(2018年1月31日)

(7) 初期被ばく慰謝料を認めた裁判例

無し

(8) 課題

- ・ADRは、「飯舘村初期被曝評価プロジェクト」のデータについて、飯舘救済申立団の全員が受けた被害の全貌を立証する証拠として扱うのではなく、被曝線量データのある750人に限って賠償金額を算出するための基準として使ったが、ADRは、内部被曝の事実を無視し、初期外部被曝線量の平均である7・0ミリシーベルトを上回る「9ミリシーベルト」以上を被曝している者だけを、被曝に対する賠償の対象とした。
- ・「飯舘村初期被曝評価プロジェクト」のデータには内部被曝は含まれていない。飯舘に事故当初滞在した者には、ヨウ素によるかなり高い内部被曝が想定される。そして、子どもや妊婦と成人では放射線に対する感受性が異なることも無視されている。その結果、同じ家族の中でも、6月まで残った高齢者だけが対象とされ、先に被曝を恐れて4月に避難した子どもや妊婦は対象外とされる例が続出した。

3 飯舘村民生活破壊慰謝料

(1) 現状0円

(2) 主張・立証 申立人全世帯の聴取報告書を提出

(3) ADRの方針

そもそも、和解案を示さず。

ADRの仲介委員・高木佳子氏（弁護士）は、2017年9月に開かれた進行協議の際、「東電が受諾する可能性が高い和解案を出すというのがADRの仕事であり、東電が受諾しない案を提示しても無駄である」と発言し、和解案の提示を拒否した。

東電側が受諾しない案を提示しても意味がないとADRが考えるなら、結局ADRは東電の考えの範囲内では、和解案を提示できないこととなり、準司法的機関としてのADRの自殺であるといわざるをえない。

(4) これまでのADRの事例

無し

(5) これまでの裁判例

千葉地裁、東京地裁（小高訴訟）で認められた。

(6) 課題

飯舘村民が、まとめて裁判提起できるか？

4 田畑山林の賠償単価の増額

(1) 請求

田、畑、山林についての評価基準を変更して増額すること。

(2) 主張・立証

- ・真野ダムの収用例の賠償額資料を入手（通常、ダム収用の資料は手に入らない）
- ・他の飯舘村内の収用例の賠償額資料も提出。
- ・収用実務の経験がある福井秀夫教授による、「憲法29条3項に基づく「正当な補償」の概念ー損失補償と損害賠償における「対価補償」・「通常生じる損失に係る補償」の異同」意見書提出

福井意見書は、「損失補償、損害賠償を問わず、事業・事故の影響がない時点、加害

行為がない時点での市場価格は、損失補償に際して実質的意味を持たず、公共用地取得に関する取引事例を一律に高額にすぎるものとみなす主張に理由はなく、特にダム事業に関する取引事例は、原子力事故による損害賠償における比準法による価格算定に際して、取引事例としてむしろ適切である蓋然性が高い。公共用地買収に際して、従来の土地利用形態である農地などが公共事業用地に転換されるからといって、公共事業の効用を補償に反映して高額とすることは、不動産鑑定評価基準に反しており、そのような異常な想定の下に、公共用地買収に関する取引事例を排除しようとする不動産鑑定評価は違法・不当である」などと論じたものである。

- ・自然的条件等の差異という点については、申立人らの内253世帯の該当不動産について入力し（合計筆数5,524筆、内訳：田 1,631筆、畑 1,318筆、林地1,032筆、原野1,543筆）、1筆毎に、①平成22年1月1日現在の不動産の固定資産税評価額、②1㎡当たりの固定資産税評価額、③1㎡当たりの請求単価、④1筆当たりの請求金額を入力して、申立人の請求額が計算できる資料を提出した。

(3) ADRの方針

和解案は出さず。東電が受け入れないから。

平成29年12月18日進行協議

稲葉仲介委員（弁護士）は、同請求についての和解案を提示しない理由につき、対象農地は、飯舘村全域にあるところ、自然的条件等は地域により大きく異なり、真野ダムの損失補償基準をそのまま適用することができないことなどを理由として挙げた。

(4) これまでのADRの和解案

山木屋の事例→ADR和解案提示→東電受諾

蕨平の事例→ADR和解案提示→★東電拒否

当該和解案は、申立人らの請求をそのまま認容したものではなく、仲介委員が独自に策定した和解案となっている。

(5) 課題

仮に、和解案を提示するかどうかは仲介委員による裁量に委ねられるとしても、複数の集団申立てにおいて、同様の請求について既に和解案が出されているのであれば、それを踏まえて形で、本件事件も取り扱うべきである。申立人団としては農地賠償についても、和解案の提示を強く求め、再検討を求めている。

(6) これまでの裁判例

おそらく無し。

(7) 検討事項

裁判提起すべきではないか。

5 その他

- ① 農機具の評価基準を変更して増額すること。
- ② 食費の増加分の賠償。
- ③ 水道代の増加分の賠償。
- ④ 交通費の増加分の賠償。

- ⑤ 家財道具を全損扱いにすること。
- ⑥ 井戸の賠償。
- ⑦ ペット喪失の賠償。

6 個別案件の和解・解決

- (1) 住民性が認められていなかった事例→住民性を認めさせて支払いをさせた
- (2) ADR申立をしていることを理由とする、支払を拒否した事例→撤回させた

7 個別の裁判等提起

- (1) 自死事件 福島地裁
- (2) 就労補償事件 東京地裁
- (3) 住宅確保損害の返金請求 調停申立予定 東京簡裁

8 ADRの遅さの理由

(弁護士ニュース№.5 2016年10月7日 河合弘之弁護士)

遅さの要因の第1は、ADRの裁判官役、仲介委員たちの消極的姿勢にある。これまでの彼らは違った。長泥や蕨平の初期被ばく慰謝料、浪江町の避難慰謝料の一律増額、山木屋の不動産賠償の増額などで、画期的な和解案を提示してきた。そんな彼らがなぜここに来てノロノロしているのか。これは東京電力に原因がある。長泥の初期被ばく慰謝料と、山木屋の不動産賠償の増額に関しては和解案どおりに支払ったものの、蕨平と浪江町に関しては和解案の受け入れを拒み続けている。これがADR仲介委員の意欲を削ぎ、我が飯館村民の申立に対して「早く和解案を出そう」という機運が出てこないのだ。

要因の第2は、東京電力もそのスポンサーである国も賠償に後ろ向きになっていることだ。加害者たる東京電力が被害者に賠償するのは当然なのに、「それでは倒産してしまう」と国を丸め込み、まんまと国に支払わせることに成功したのだ。ところが国は国で「きりがいい損害賠償は東京電力の重荷、国の迷惑だ。被害者が疲れてあきらめるよう引き延ばそう」という本音を「血税を無駄遣いするな」と言い換えて、さも賠償を求める被害者が悪者であるように喧伝する。

この構図は、かの水俣病事件とまったく同じで、60年たっても未だ解決をみていないのは、皆様ご承知のとおりである。

しかし、ここであきらめてはいけない。みなさんは、国や東電からひどい被害を被ったのだ。正当な賠償を求めるのは当然のことである。

危険性を軽く見て原子力発電拡大政策を推進した国と、それを実行した東京電力が「償い」を怠けているのだから、怒らなくてはならない。

第3 (当初からの、そして) 今後の課題

「無理な早期帰還ではない、村民ひとりひとりの人間の復興プランを」

(弁護士ニュース№.3 2015年7月16日 海渡雄一弁護士)

政府は2015年6月12日「福島復興加速化方針」帰還政策を強く打ち出しました。飯館村についても避難指示の解除の動きがあり、申立団は他の村内の団体と共同して避難指示

解除に反対する意見を村に提出しました。しかし、避難指示の解除は国が決めることとして、責任ある対応がなされていません。

線量が下がり、戻れる環境が整い、農業が再開でき、生産物を消費者や家族みんなが喜んで食べてくれるなら、喜んで帰還したいと思う方々も多いことでしょう。しかし、村内のほとんどの地域は年間1ミリシーベルトをはるかに超える被ばくが避けられず、除染後の土壌の状況も営農を再開できるような状況にはありません。除染した土地もしばらくすると、徐々に線量が上がってくることは避けられません。避難指示を解除するためには、村民が安心して住み続けられるように、飯舘が生業の成り立つ状態に戻してもらわなければなりません。

この避難指示の解除は、損害賠償の打ち切り、住宅提供の打ち切りと連動しています。福島県は、6月15日福島第一原子力発電所事故後、福島県から避難している避難者に対する応急仮設住宅の供与期間に関して、避難指示区域（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、南相馬市（一部）、川俣町（一部）及び川内村（一部））以外の地域から避難している避難者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与を2017年3月末で終了すると発表しました。

注意しなければならないのは、飯舘村などの地域についても、「避難指示の解除の見通しや復興公営住宅の整備状況を見据えながら、今後判断」とされていることです。避難指示が解除されたら、次には賠償が打ち切られ、仮設にも住み続けることはできなくなるのです。福島県内の報道でも、この点は曖昧にしか説明されていません。

飯舘村にはまだ戻れない・当面は避難を続けるしかないという村民の選択は尊重されるべきです。村民の意見も聞かず、一方的に避難指示を解除し、応急仮設住宅の供与を終了し、賠償金の支払いも打ち切るとすれば、村民の意思は踏みにじられ、帰還を強制する結果となりかねません。避難者の生活状況や避難者の意思を無視して強制的に帰還を促したとしても、村民一人一人の復興は到底実現できません。

とりわけ、もともと不動産などを有していない方については、財物賠償も無く、生活の再建は極めて困難です。生活基盤の喪失に伴うまとまった慰謝料を勝ち取ることは、とりわけこのような条件の人たちの次の一歩につながる重要な要求です。

A D Rの手続きを通じて、このような要求の実現を強く求めていくとともに、飯舘村民が集団として、コミュニティとして回復と復興に歩み出せる具体的なプランを立て、アピールしていきましょう。

そのため、適切な場所に飯舘の村民がある程度の大きさの集落ごと転居し、長期にわたって安定した避難生活を続けられるようなコミュニティぐるみの復興プランを住民の話し合いの中から創り上げ、村政にも提案していく作業を申立団としても検討を始めましょう。

第4 裁判提起の見通し

1 飯舘村民共通の被害

初期被ばく慰謝料を含む、飯舘村民の生活を破壊した慰謝料

とりわけ、下記の世帯の窮状が深刻

- ・不動産を所有していない世帯
- ・高齢で家族数が少ない世帯

2 個別の被害

- ・不動産の単価増額

(参考) 裁判提起の印紙代

(1000万～10億円まで $30X + 2$ 万円 (Xは万円単位))

例 1000万円 5万円
1億円 32万円
10億円 302万円

(10億～50億円 $20X + 102$ 万円)

20億円 503万円
30億円 702万円
40億円 902万円
50億円 1102万円

(50億円以上 $10X + 602$ 万円)

60億円 1202万円
100億円 1602万円

仲介委員の飯舘村現地調査終了～いよいよ正念場です

弁護団事務局長 弁護士 只野 靖

昨年11月に、ADRの仲介委員5名全員が参加して、飯舘村の現地調査が実施されました。私たちの活動もいよいよ佳境に入ってきました。

私たちの請求は、弁護団ニュース No.3 に記載した14項目です。弁護団では、申立当初からADRに対して、これらを同時並行的に審理するのではなく、最重要項目である、②初期被ばく慰謝料、③避難慰謝料の増額、④「飯舘村民生活破壊」慰謝料、および、⑤「住居確保に関する賠償」の賠償上限額の支払い、⑦不動産（田畑・山林ほか）賠償の増額の審理を先行させ、早期に和解案を出すことを要求してきました。

これに対して、ADRとしては、あくまで申立てられている14項目を同時並行で審理していくとの姿勢を崩しておりません。

しかし、申立人は合計3000名に達しており、14項目すべての立証がそろそろまで和解案が出ないということでは、これからどれだけの時間がかかるか見通しが立ちません。

そこで、弁護団では、審理の飛躍的な促進を図るため、個別性が強い⑧農機具賠償の増額、⑨食費の増加分の賠償、⑩水道代の増加分の賠償、⑪交通費の増加分の賠償、⑫家財道具の全損扱いにすること、⑬井戸の賠償、⑭ペットの賠償の7項目については、集団申立からは外し、いったん取り下げることとしました。

もちろん、これらの7項目の請求をあきらめるわけではなく、あらためて個別に申立を行います。追加の費用負担は不要ですが、個別の申立には、あらためて委任状をご提出いただく必要がありますので、担当弁護士と相談してください。

弁護団では、これまでの立証（映像などの共通証拠、世帯別に作成した申立書別紙）を前提に、昨年11月の現地調査の結果をもって、飯舘村の放射能汚染が高いこと、避難生活先の環境が過酷であり避難慰謝料が増額されるべきこと、飯舘村の元の生活が失われたこと、については、ある程度立証できたと考えています。ただし、さらに、個別の立証を追加していくことも必要です。

②初期被ばく慰謝料については、避難時の初期被ばく量を計算・評価するために、避難時の詳しい移動経路を书面化することが必要となります。

③避難慰謝料の増額については、ADRから、増額すべき個別の事情について項目の整理を求められております。

また、⑤「住居確保に関する賠償」の賠償上限額の支払い、⑦不動産（田畑・山林ほか）賠償の増額については、東電が資料の提出を拒否しているため、弁護団において、不動産の地番や数量などを一から入力作業をしています。

いずれの作業も大変手間のかかる作業ですが、これらの立証活動なくして、良い成果は望めません。担当弁護士は、相当な時間を使って大変な苦労を重ねながら、これらの作業を行っています。

これらの立証のために、追加の聞き取りや資料提出が必要な場合には、担当弁護士から個別に問い合わせがありますので、ぜひともご協力ください。

事故から間もなく5年が経過します。弁護団としては、なるべく早くこれらの立証をやりとげて、ADRから和解案を引き出し、皆さまの生活を再建するための適正な賠償を勝ち取りたいと考えています。

引き続き、ご協力、よろしくお願いします。

昨年 11 月 9 日に現地調査が行われました

弁護士 弁護士 塚越邦広

■ 現地調査を実現

2015 年 11 月 9 日、ADR の仲介委員・調査官、申立人・代理人弁護士、東京電力の社員・代理人弁護士は、飯舘村の現地調査を実施しました。この現地調査は、飯舘村の被害の実態を明らかにし、避難慰謝料の増額や生活破壊慰謝料の主張を立証するためのものであり、弁護士団が、申立当初から、強く実施をもとめていたものです。

現地調査当日は、ADR、申立人、東京電力が 3 台の車両に分乗して、午前 9 時 30 分に福島駅を出発しました。そして、私たちが事前に、作成したスケジュールに従い、前田地区や佐須地区及び飯樋地区などの申立人宅、松川第二仮設、長泥ゲート前、滝下浄水場などを調査しました。

皆様ご承知のとおり、飯舘村には、除染作業によるフレコンバッグが至る場所に山積されています。この異様な景色は、仲介委員に対して強い衝撃を与えたと思います。また、放射線量については、説明時に測定を行い、依然として高い値が検出されていることを確認しました。調査官も、自ら測定器を持参し、測定していました。

予定していたスケジュール終了後に、ADR の高木佳子仲介委員より、訪問予定にはなかった申立人代表の長谷川健一さんのご自宅を視察したいとの希望が出されました。東京電力は、予定外だと抗議しましたが、ADR の仲介委員の希望であることから、最後に、古今明のご自宅を視察することとなりました。

ADR の仲介委員や実務を担う調査官の中には、はじめて飯舘村を訪問する方も多くいました。仲介委員は、申立人・代理人弁護士からの説明に、真摯に耳を傾け、また、いろいろな質問を投げかけていました。

現地調査終了後、「現地調査報告書」として、現地調査の内容をまとめた 100 頁以上にも及ぶ書面を証拠として提出しました。

この現地調査を実現するにあたっては、申立人・代理人弁護士が、何度も事前に現地を実際に走って、入念な準備を行いました。ADR 申立から現地調査の実現まで 1 年かかりましたが、仲介委員が、飯舘村の実情を直接現地で見聞した意義は極めて大きかったと感じています。この現地調査の結果は、今後、提出される和解案に大きく影響すると思います。

なお、多くの皆様には、このような現地調査を実施することや日時をお伝えしておりませんでした。これは、ADR 側より、過去の現地調査時に報道機関とトラブルになったことから、現地調査を行うこと自体について、公にしないで欲しいという要請があったためです。これらの要求は不合理なものであり、強く抗議を行ったものの、これらの要求を呑まなければ現地調査を中止するとまで言われたため、現地調査の実施を優先する決断をしました。どうか、ご理解ください。



急びす庵の高橋さんにご手配いただいたマイクロバスに、われわれ弁護士団と申立団役員が乗り込み、菅野哲さんの運転で先導。仲介委員の乗ったもう一台のマイクロバスと、東電の用意した車両を案内しました。

■ ADR センターによるヒアリングにご協力を

ADR の高木佳子仲介委員は、「若妻の翼」にも強い関心をお持ちでした。ただ、今回の現地調査では、「若妻の翼」など女性の話をあまり盛り込むことができませんでした。そのため、弁護団では、仲介委員に対し、村民のヒアリングの実施を求めています。

申立てから 1 年以上が経過しましたが、2016 年中には、複数の和解案が提示される予定です。



大火の星さん宅前で、古い家が避難によって住めない状態になってしまったことを、行政区長の赤石澤正信さんが説明しました。



佐須にて、「おいしい水」「豊かな水」に恵まれた村の暮らしが破壊されたことを説明する行政区長の佐藤公一さんと海渡雄一弁護士。

和解案の早期の提示を求めています、集団申立の特質上、どうしても時間を要します。早く和解案を提示してほしいと強く望んでおられる方が多数いるのは承知しておりますが、もうしばらくお待ちいただき、何卒ご協力をお願い致します。

何かご不明な点等ございましたら、担当の弁護士にお気軽にご相談して頂ければ幸いです。



福田の佐藤忠義さん宅で、除染の効果が限定的であることを説明する佐々木学弁護士（左）と、筆者・塚越。



八和木の横山秀人さん宅前で、被災前に撮影された日常生活の写真を提示して現状を対比させ、いかに「元に戻ること」が困難かを説明しました。

ご注意を！ 住宅確保損害で住宅を取得する場合は、名義をよく考えて

弁護士 五十嵐 潤

皆様の中ですでに「住宅確保損害」の上限額の提示を受け、実際に村外で住宅を確保されたり、それを計画している方が多いと思います。

その際に確保される住宅をどなたがどのような名義で取得して建てるのかということについて考慮しなければならないのが、税金の問題です。

1. もらったお金に税金はかかるの？

・・・いいえ。損害賠償金なのでもらったことによる税金は一切発生しません。

2. もらった人が、そのお金で土地を買い家を建てたら税金は？

・・・ご自分の住居を建てたのであれば通常不動産取得税や登録免許税はかかりますが、自分の居住用ならそれほど巨額ではありません。また建物を建てるときは消費税も自然と建築費に含まれます。その後は毎年固定資産税がかかります。

3. もらった人(親)が、子供名義の住居を購入(建築)した場合・・・**要 注 意！**

・・・何もしなければ贈与となり、巨額の税金が財産をもらった子供にかかります。

でも、どうしても子供名義にしたいなら、

① 住宅取得資金の贈与制度・・・いわゆるお金で資金援助。

・・・要件はありますが、消費税 10% で契約した場合(H28 年 10 月以降)は最大 3000 万円まで贈与税がかかりません。

② 相続時精算課税制度

・・・要件はありますが 2500 万円まで(お金とは限りません)贈与税がかからない(相続税の対象にはなりません)。

上記を合計すれば 5500 万円まではとりあえず税金なく子供に渡せます(この場合は 110 万円の控除はありません)。

ここでは税金で考慮しなければならない一般的なお話をしましたが、皆様方個人がどうすべきかは、それぞれの具体的事情に寄って異なります。疑問点がありましたら、専門の税理士さんに相談されることをお勧めします。

2 月 23 日(火)には福島県内各地で税理士会主催の「復興支援無料税務相談会」があります。

福島市 ユニックスビル 8 階＊・サンライフ福島 2 階

二本松市 市民交流センター 1 階

本宮市 中央公民館 郡山市 郡山公会堂＊

須賀川市 産業会館 ＊印は 24 日にも開催。

白河市 産業プラザ人材育成センター

ヨークベニマル喜多方店 2 階

会津若松市 アピオスペース 2 階

南会津町 各会員事務所

いわき市 ギャラリーエブリア

相馬市 イオン相馬店

いずれも 10:00 から 16:00 開催。

問合：東北税理士会福島支部 Tel:024-534-3907

また税務署でも相談に応じているとのことですが、電話相談センターを利用してほしい、とのこと。電話相談センターは、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択するとつながります。なお国税庁では、税に関する様々な情報をホームページで提供しています。【www.nta.go.jp】

考えるべきことは多岐にわたります。
どうぞ短慮なさらずご相談ください。

飯館村民救済弁護士ニュースNo.4

〒112-0012

東京都文京区大塚5-6-15ワイビル401

新大塚いずみ法律事務所 電話03-5978-3704

(旧称：保田法律事務所)

飯館村民救済弁護士

共同代表 弁護士 河合 弘之

同 弁護士 保田 行雄

同 弁護士 海渡 雄一

(発行責任者)

事務局長 弁護士 只野 靖

平成26年（東）第4608号，平成27年（東）第2390号
和解仲介手続申立事件

直送済

申立人 長谷川 健一ほか

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

被申立人主張書面（15）

－初期被ばく慰謝料について－

平成29年11月15日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人弁護士	棚 村 友 博
同	田 中 秀 幸
同	中 川 明 子
（連絡担当）同	塚 本 弥 石
同復代理人弁護士	鈴 木 規 央



第1 はじめに

貴センターは，今中氏の試算（以下「今中試算」といいます。）による被ばく線量の試算結果に基づき，9ミリシーベルト以上の被ばくをしたと考えられる申立人らについて，初期被ばく慰謝料の認定を検討されているものと思料します。

しかしながら，以下に述べるとおり，9ミリシーベルト以上の被ばくをしたことをもって慰謝料の発生を基礎付ける程度の身体への影響が生じるとはそもそも考えられません。また，仮に9ミリシーベルト以上の被ばくがあったかどうかを問題にするとしても，被ばく線量の算定にあたって今中試算による試算結果に基づくこと自体相当ではなく，

さらに後記第4で述べるとおり、平成23年4月22日から1か月を超えて村内に留まったことにより被ばく線量が9ミリシーベルト以上となった申立人らについて本件事故との相当因果関係があるものと考えすることはできません、したがって、被申立人としては、初期被ばく慰謝料に係る和解案を仮に提示されたとしても受諾することができないことについてご理解を頂きたいと存じます。

第2 9ミリシーベルト以上の被ばくをしたことをもって法的権利が侵害されたとはいえないこと

被申立人主張書面（1）、同（9）及び同（12）でも述べたとおり、国際的に合意された低線量被ばくについての科学的知見によれば、年間100ミリシーベルトまでは健康リスクの上昇が確認されておらず、20ミリシーベルトを上回らない放射線の被ばくによっては、健康への具体的かつ客観的な危険が生じているものとは評価できず、このことは我が国の裁判例においても認められているところです。したがって、累積9ミリシーベルト以上の被ばくをもって申立人らに精神的損害の発生が基礎づけられると解することはできません。

第3 今中試算の被ばく線量の算定を基礎として申立人らの被ばく線量を推計することは相当でないこと

被申立人主張書面（12）で述べたとおり、今中試算に基づく申立人らの被ばく線量の推計については実体と大きく乖離している可能性が高く、今中試算を基礎として申立人らの被ばく線量を推計すること自体相当ではありません。

すなわち、①今中試算は間接的な測定方法であり正確性において福島県県民健康管理調査の推計結果に勝るとはいえないこと、②今中試算に係る空間放射線量の計算値は1地点の1時点における実測値と一致するに過ぎないこと、③今中試算による試算値とモニタリングポストが計測した空間放射線量の推移及び実測値は一致しているとはいえないこと、④放射能沈着が平成23年3月15日に一挙に発生したこと及びセシウム137に対する沈着組成比を全村域で同じと仮定したことにより誤差が生じていること、⑤今中試算が申立人らの行動パターンを初めて把握した時期が福島県県民健康管理調査より2年以上も遅く再現性が低いと考えられること、⑥今中氏自身、今中試算について「被曝評価のプロセスにはさまざまな仮定を採用しており、それにもなって得られた結果にはさまざまな不確かさが入り込んでいる」等述べていること、などから申立人らが主張する今中試算に基づく申立人らの被ばく線量の推定については、過大評価に陥り、実

態と大きく乖離している可能性が高く、かかる評価を基礎として本手続きを進めることは相当でないと思料します。

また、被申立人主張書面（１２）で述べた理由に加え、今中試算に基づく被ばく線量の推計は下記の観点からも実態と大きく乖離し、過大評価がされている可能性があります。

すなわち、今中試算に係る被ばく線量は、米国NNSAデータが基礎となって算定されているところ、今中氏は、「NNSAデータに基づくセシウム１３７初期沈着量の推定値は、（被申立人代理人挿入：文科省の）土壤測定値とだいたいあっているが、一部で２倍を超えた違いが認められる」とし（甲１３５の２６頁）、NNSAデータが信用できるものとしています。

しかしながら、今中氏作成の資料によれば、少なくとも、白石地区、西原地区及び萱刈庭地区においては、下表のとおり、NNSAデータに基づくセシウム１３７の初期沈着量の推定値が文科省の土壤推定値と２～３倍以上の差があり（乙共８９）、「NNSAデータに基づくセシウム１３７初期沈着量の推定値は、土壤測定値とだいたいあっている」といえません。

	文科省の土壤測定値	NNSAデータに基づく セシウム１３７初期沈着量
白石地区	４９０，６１６Ｂq	１，０００，０００Ｂq
	２８１，１５０Ｂq	８００，０００Ｂq
西原地区	４０３，７５８Ｂq	１，０００，０００Ｂq
萱刈庭地区	２５４，３７７Ｂq	９００，０００Ｂq

したがって、今中試算に基づく被ばく線量の推計は上記の観点からも実態と大きく乖離している可能性があります。

第４ 平成２３年５月２２日以降も飯舘村に滞在したのは本件事故により余儀なくされたものではないこと

- また、今中試算は、申立人らの本件事故時から平成２３年７月末までの推定被ばく線量を算定しているものであるところ（甲被ばく１）、被申立人主張書面（５）の４頁で述べたとおり、政府は、平成２３年４月２２日、飯舘村を含む区域を計画的避難区域として指定し、当該区域内の居住者等に対し、原則として概ね１か月程度の間に順次当該

区域外へ避難のための立退きを行うことを指示していることからすれば、平成23年5月22日以降に飯舘村内での滞在をあえて継続した申立人における同日以降の放射線被ばくについては本件事故との間の相当因果関係を認めることはできないというべきです（一定程度被ばくすることを認識した上で自らの選択で政府指示を超えて滞在を継続したと評価できるからです。）。したがって、平成23年5月末までの被ばく線量が9ミリシーベルトに満たない申立人ら（別紙の緑色ハイライトを付している申立人ら）については、その後の滞在継続の結果として被ばく線量が9ミリシーベルトを超えたとしても、初期被ばく慰謝料の対象とされるべきではないと思料します。

2 この点に関して、申立人らは、平成23年5月22日以降も飯舘村に滞在した（以下「滞在継続等」といいます。）理由について縷々述べているところ、申立人らが主張する滞在継続等の理由は、必ずしも判然としない方も多数おられますが、概ね以下のとおりです。

- ① 適当な避難先が見つからなかったこと
- ② 勤務先が飯舘村にあったこと
- ③ 「いいたて全村見守り隊」へ参加していたこと
- ④ 牛の世話が合った（早期に牛の売却、殺処分ができなかった）こと
- ⑤ 要介護者等の世話をする必要があったこと

しかしながら、上記各事情は、結局のところ、飯舘村の政策判断等を踏まえた申立人ら自身の選択に基づくものと言わざるを得ず、計画的避難区域の指定が既になされている中で、当該申立人らが、その指定後1か月を超えて滞在することを余儀なくされた事情に当たるとは評価することは困難です。

すなわち、上記①の事情については、本件事故当時の飯舘村の村長菅野典雄氏（以下「飯舘村村長」といいます。）は、「国が用意した・・・『避難先の一覧』・・・この国の提案は、私の要望とはかけ離れている。」、「『1時間以内』にこだわり、ときには批判も浴びたが、きちんと粘り強く要求して良かったと思っている。」などと述べているとおり（乙共90の147頁，165頁），村が車で1時間圏内の避難先への避難の実施を強く求めていたことが影響しているものと考えられ、申立人らにおいてそのような条件に合致する適当な避難先が見つからなかったとしても、それは申立人らが飯舘村の上記のような政策判断に従った結果であると推認されます。

また、上記②及び③の事情についても、政府による避難指示後も飯舘村内にある申立人らの勤務先での勤務を継続したこと（乙共90の142頁，172頁），あるいは、「いいたて全村見守り隊」が設置され、これに参加したことは、いずれも申立人ら各人

が飯舘村の政策判断に従い飯舘村内に滞在することを選んだものであるということがで
きます（乙共90の163頁）。

さらに、上記④の事情についても、飯舘村は、地域ブランドを守るため、「牛等の区
域外の移転先の確保」のための政策を実施しており（乙共90の146～147頁）、
かかる飯舘村の政策判断に従って、早期の牛の売却等をしなかったことによるものであ
ると思料されます。実際、飯舘村においては、一部の牛について平成23年4月ごろに
既に売却されており（甲避難K054-4）、その後牛の売却が進まなかったのは飯舘
村の政策判断があったためと思料されます。

上記⑤の事情についても、政府による避難指示であることからすれば、避難により生
命に危険を及ぼすようなやむを得ない事情があった場合を除き、要介護者等の世話があ
ったとしても、1か月以内に計画的に避難を完了することが困難であったとは直ちには
いえないものと思料します。

したがって、上記各事情によって申立人らが計画的避難区域の指定から1か月以内に
避難をしなかったとしても、政府の指示に反して1か月経過後も滞在を継続することの
やむを得ない事情に当たると考えることは困難です。

- 3 また、そもそも、被ばくの慰謝料が問題とされる以上は、その賠償対象者は少なくと
も放射線被ばくに対する強度の不安を感じていたことが前提となると解されますが、強
度の不安を抱く場合には、政府の指示に従って速やかに避難することを選択するのが通
常の心理です。これに対して、計画的避難区域の指定から速やかに避難をしなかった申
立人らについては、飯舘村の住民の中でも、相対的に放射線被ばくに対する不安が強い
ものではなかったことが窺われるのであり、少なくとも放射線被ばくからの回避を最優
先に考える方々であるとはいえませんが、そのような申立人らを対象に被ばく慰謝料
を認めることは相当でないと思料いたします。

また、速やかに避難しない住民が存在したことについては、上記のとおり、飯舘村の
行政の考え方に影響を受けている側面もあると思われますが¹、そのような行政の考え方
の背景には、低線量被ばくによる健康影響が大きいものでないという認識があったと考
えられますので、そのような認識の下で滞在を継続した申立人らに対して、初期被ばく
に係る慰謝料が支払われる結果となることも合理的ではありません。

¹また、飯舘村村長は、国の避難指示は、「放射線から健康を守ることが重視され、避難によって生活の安心を崩すリスクが考慮されていない」ことから（乙共90の151頁）、「5月の22日までには全村避難を完了させなければならないところだが、ある意味では『私にそのつもりはなかった』」と述べています（同150頁）。また、飯舘村村長は、「『年間20ミリシーベルト』を超えなければ法的な問題はない」、「放射線よりたばこの方が、がんになるリスクが高いと言う学者もいる」などと述べており（乙共90の143頁、151頁）、飯舘村村長は年間20ミリシーベルト以下の被ばくについては健康影響はないと考えていました。

第5 申立人ら個々の事情について

今中試算によって累積被ばく線量が9ミリシーベルトを超えるものとされている申立人ら個々の事情については別紙に整理したとおりです。これによれば、本件において申告された避難日と直接請求において申告された避難日に齟齬があり確定できない方や平成23年5月22日以降も滞在を継続した理由が不明である方も存在します。また、上記第3～第5で述べたことからすれば、今中試算において9ミリシーベルト以上を被ばくしたとされる申立人らについても初期被ばく慰謝料を認めることは相当ではないものと考えますので、これを認める和解案が提示されたとしても、受諾することができないことについて、ご理解いただきたいと存じます。

第6 まとめ

繰り返し述べているとおり、国際的に合意された科学的知見によれば、年間100ミリシーベルトを下回る放射線被ばくによっては、健康リスクの上昇自体が確認されておらず、その健康リスクは客観的に検出困難とされているものですので（国立がんセンター研究所）、累積9ミリシーベルト以上の被ばくをもって申立人らの慰謝料請求権が基礎付けられると解することはそもそもできないものです。

以 上

平成26年（東）第4608号 和解仲介手続申立事件

平成27年（東）第2390号 同上

申立人 長谷川 健一ほか

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

抗 議 書

平成29年12月18日

飯舘村民救済申立団 団長 長谷川 健一

ほか申立人ら一同



頭書事件申立人らは、被申立人東京電力ホールディングス株式会社及び同社代理人弁護士らに対し、同人らが、平成29年11月15日付け提出した「被申立人主張書面（15）―初期被ばく慰謝料について―」について、以下のとおり、断固抗議するとともに、書面による謝罪を要求する。

第1. 同主張書面「第1 はじめに」について

本ADRパネルらが、今中氏の試算結果に基づき9ミリシーベルト以上の申立人らについて、仮に、初期被ばく慰謝料の和解案の提示があったとしても、これを受諾することができないと主張する。

しかし、実際に和解案が提示される前から、受諾しないと言い切る被申立人のこのような態度は、被申立人に課されているADRにおける「和解案の尊重」との態度とは明らかに矛盾するものであり、決して容認することはできない。

断固抗議する。

第2. 同主張書面「第4 平成23年5月22日以降も飯舘村に滞在したのは本件事故により余儀なくされたものではないこと」について

1. まず、本第4項のタイトルそのものについて抗議する。我々申立人である飯舘村民は、被申立人が本件原発事故を引き起こすことがなければ、今もそれまでと

同様に飯舘村で、家族や地域住民らとともに平和に暮らすことができていたはずである。

申立人ら各人・各世帯の、本件事故による避難、本ADRの申立を含め、本件事故発生から現在に至るまでの全ての事柄についてが、被申立人が本件事故を引き起こしたことによって余儀なく背負わされた受難である。このことを、被申立人及び被申立人代理人らは自覚されたい。

2. 被申立人らは、申立人らが、政府の指示した立ち退きの期限（平成23年5月22日）以降もあえて飯舘村内に滞在したのであるから、「一定程度被ばくすることを認識した上で自らの選択で政府指示を超えて滞在を継続したと評価できる」から「相当因果関係を認めることはできない」と主張する。

また、申立人らが、平成23年5月22日以降も飯舘村に滞在した理由として述べている様々な事情については、「申立人ら自身の選択に基づくもの」として切り捨てている。

さらに、「政府の指示に従って速やかに避難をしなかった申立人らは」、飯舘村の住民の中でも「相対的に放射線被ばくに対する不安が強いものではなかったことが窺われる」、そして、「少なくとも放射線被ばくからの回避を最優先に考える方々であるとはいえない」、「低線量被ばくによる健康影響が大きいものでないという認識があったと考えられる」などと主張している。

これら被申立人の主張に至っては、およそ本件事故を引き起こした加害者としての自覚があるとは思えず、また、申立人ら被害者に対する暴言としかいえないもので、主張とはいえず、到底許すことはできないし、非常な憤りを隠せない。

第3. 被申立人東京電力ホールディングス株式会社及び同社代理人弁護士らに対する抗議と謝罪の要求

被申立人の本主張書面に記載された前述の内容は、申立人ら被害者とすれば、ただただ啞然とするほかない暴論であり、また、飯舘村民を誹謗中傷していると思えない内容であり、到底看過できない。

被申立人は、自ら引き起こした本件事故が、あたかも単なる自然災害の一つの

ように捉えて自らの主張を展開している。しかし、被申立人の引き起こした本件原発事故は、広範な地域に放射能を撒き散らすという人類史上をみても最悪の人災である。

飯舘村は、原発周辺地域の住民と違い、被申立人から本件事故前に原発や放射能についての説明などを受けたことは一度もない。

また、飯舘村は、東日本大震災による地震で受けた被害も軽微であり、山里であるから津波による被害も当然一切ない。本件事故さえなければ、村内での震災関連死もなく、飯舘村民の皆々は、落ちた屋根瓦をふき直し、亀裂の入った土地を修復して、家族や地域住民とともにお互い助け合い、それまでと同じ日常をすぐに取り戻していたはずである。

本件事故が起こった後も、いつもと変わらない住み慣れた自然豊かな故郷の風景であるにもかかわらず、目に見えない放射能によって、ある日突然避難しなければならないという異常事態に見舞われたのである。

当時の飯舘村長の行動や村の行政、国の行政に対しては、申立人ら被害者としての意見は様々あるが、本件事故を引き起こした加害者が言う言葉ではない。

こともあろうに、この様な主張を被害者である我々申立人らにしてくること自体が本末転倒であり、被害者としては、法を超えたこの非常識極まりない悪意の表現による精神的打撃は非常に大きく、悲しい出来事である。

申立人らが、平成23年5月22日以降も飯舘村内に滞在し、究極の選択を迫られ、様々な事情につき避難が遅れたことに対して、本件事故を引き起こした加害企業である被申立人が、「それは皆さんの自己責任」であって「やむを得ない事情に当たらない」などと言い放つことは暴言以外の何ものでもなく、到底許すことはできない。

加えて、この重大な本件原発事故によって破壊された自然環境が今後何万年先までも完全な回復は望めないことは明白である。そして、避難しなければならないことから家族の離散と地域コミュニティの崩壊によって、生業と生活の場を奪われた飯舘村民は、事故前のように豊かな自然の恵みを得て、人情味ある地域社会環境の中で安心して平和に暮らすことは叶わなくなり、完全な生活の破壊を強

いられたのである。

このような状況にあっても、被申立人らは、飯舘村民の生活破壊はないとでも言うのであろうか。

以上の次第で、被申立人らが加害者としての責任を自覚することなく述べた数々の暴論・暴言に対し、我々申立人らは断固抗議するとともに、被申立人東京電力ホールディングス株式会社及び同社代理人弁護士らに対し、本件事故当時、自殺者がでるほどの過酷な状況に置かれていた被害者である申立人ら全ての飯舘村民に対して、これら暴言を撤回するとともに、公式の場で面会の上書面をもって謝罪することを要求する。

以 上

副 本

平成26年（東）第4608号，平成27年（東）第2390号
和解仲介手続申立事件

直送済

申立人 長谷川 健一ほか

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

平成29年12月18日付け抗議書に対するご回答

平成30年1月31日

申立人 長谷川健一様ほか

原子力損害賠償紛争解決センター

担当調査官 池田 大介 先生

被申立人代理人弁護士

棚 村 友 博



同

田 中 秀 幸



同

中 川 明 子



（連絡担当）同

塚 本 弥 石



今般，平成29年12月18日付け申立人ら抗議書において，平成29年11月15日付け被申立人主張書面（15）第1及び第4における被申立人の主張に対する抗議がなされています。

しかしながら，被申立人の上記主張は，申立人らが請求している初期被ばくの慰謝料に係る本ADR手続において，平成23年7月末までの被ばく線量が推定されている今中試算に基づいて貴パネルにおいて初期被ばく慰謝料の和解案が検討されているという進行の下で，和解案において考慮されるべき放射線被ばく線量及び期間に関して意見を述べたものにとどまり，かかる趣旨を超える意図に出たものではありません。

この点，ご理解をいただきたいと存じます。

以 上

平成26年（東）第4608号 和解仲介手続申立事件

平成27年（東）第2390号 同上

申立人 長谷川 健一 ほか

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解案提示理由書

本和解案提示理由書は、申立人らが請求している損害項目の一部についてのみ、理由を示すものである。

第1 結論

申立人らのうち、別紙記載の者（以下、「別紙申立人ら」という。）について、被申立人が中間指針第3の6に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額の例に倣って次の金額を賠償相当額解決金として支払う旨の和解を勧告する。

金15万円

なお、別紙申立人らのうち、申立人R001-1、同R001-2については、賠償相当額解決金を金50万円とする。

第2 理由の概要

別紙申立人らは、東北地方太平洋沖地震発生後に生じた福島第一及び第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。なお、福島第一原子力発電所については「福島第一原発」と表記する。）後、直ちに避難をせず飯館村内に留まったことにより、速やかに避難ができれば避けることのできた放射線に相対的に多く被ばくし、その結果、自身の将来にわたる健康について恐怖や不安を抱くに至っており、またそのような恐怖や不安を抱くことについても十分な合理性が認められる。

かかる十分な合理性が認められる恐怖や不安は中間指針が精神的苦痛に対する慰謝料の目安として規定している金額では評価しつくされていないというべきであるから、中間指針第3の6に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額の例に倣って、賠償相当額の解決金を認めることが適切且つ妥当であるとの判断に至った。

第3 理由

1 当事者の主張

(1) 申立人らの主張

申立人らは、本件事故の結果、短期間で大量の放射線を浴び、かつ放射性物質を摂取した結果、不可逆的に体内の細胞内のDNAに損傷を被ったのであり、ガン・臓器不全・白血病などの重病の発症リスクに脅えながら日常生活を営むことを余儀なくされたとして、その精神的苦痛の慰謝料を請求している。

また、本件事故の被災者に対して年間20ミリシーベルトまでの被ばくを強いることはできず、年間1ミリシーベルトを超える被ばくは受忍限度を超えるとして、本件事故の初期に1ミリシーベルトを超える被ばくをした申立人らを慰謝料請求の主体としている。そして、申立人らの一部は、京都大学原子炉実験所の今中哲二氏の「福島第一原発事故による飯舘村住民の初期被曝放射線量評価に関する研究」によって算定された被ばく量の証明書を証拠として提出している（以下、同研究により算定された甲被ばく第1号証記載の数値を「今中調査結果」という）。

（2）被申立人の主張

被申立人は、法的権利侵害としての精神的損害が認められるためには、主観的に漠然とした危惧感を抱くというだけでは足りず、その前提として、科学的根拠に基づく客観的かつ具体的な健康被害の危険が存在することが必要であり、申立人らの飯舘村からの避難前に生じた低線量被ばくによる健康影響は十分に低く（申立人らのほとんどについてその被ばく量は年間20ミリシーベルトを大きく下回る。）、科学的根拠に基づく客観的かつ具体的な健康被害の危険が存在したとはいえないこと、現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされていること、この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されていることなどから、申立人らの請求に根拠がないと主張する。

また、被申立人においては、直接請求の手続において、飯舘村が平成23年（以下特に指定のない日時は、平成23年とする。）4月22日に計画的避難区域に指定されたことも踏まえて（それ以前は政府指示なし。）、本件事故直後から避難を開始した者とその後に避難をした者との間で賠償額に差異をもうけることは望ましくないという点を考慮の上、飯舘村の住民に対して、避難者か滞在者かを区別せずに、平成23年3月から毎月10万円の精神的損害の賠償金を支払っていると主張する。

2 前提事実

（1）申立人らの被ばく状況

ア 本件事故による放射性物質の放出と拡散

3月11日、東北地方太平洋沖地震発生後、本件事故が発生し、福島第一原

発から大気中に放射性物質が放出されるに至った。

本件事故により大気中に放出された放射性物質の大部分は、同月15日早朝に生じた福島第一原発2号機の格納容器が破損したことによって生じたものと考えられ（国会事故調査報告書25頁、157～158頁等参照）、放出された放射性物質は、当初は福島第一原発から南西の方向へ流れていったが、同日12時ころから北西方向へと進路を変え、同日23時過ぎの降雨の影響で地表へ沈着した。その結果、福島第一原発からみて北西方向の地域に高い汚染をもたらした（文部科学省「放射線量等分布マップ」(<http://ramap.jaea.go.jp/map/>)、東京電力株式会社「福島第一原子力発電所事故における放射性物質の大気中への放出量の推定について」14～15頁、47～48頁・図33、34参照）。

申立人らが本件事故当時居住していた飯舘村は、福島第一原発からみて北西方向の地域に位置しており、福島第一原発から北西39kmに位置する飯舘村役場前では、3月15日午後6時20分に44.7ミリシーベルト/hという高い空間放射線量率が記録された（福島県災害対策本部発表モニタリングデータ参照）。

イ 避難指示等

政府は、3月12日午後6時25分に福島第一原発から半径20km圏内の住民に対して避難指示をし、また、同月15日午前11時には同20～30km圏内の住民に対して屋内退避指示をした。飯舘村の蕨平地区及び長泥地区の一部は20～30km圏内の屋内退避指示区域にあったが、飯舘村のそれ以外の区域は避難等の指示の対象にはならなかった。

しかし、その後、気象条件や地理的条件により、放出された放射性物質の累積が局所的に生じ、積算線量が高い地域があることがわかり、4月22日、飯舘村全村が計画的避難区域（概ね1か月程度の間、区域外に計画的に避難することが求められる区域）に指定された（4月22日官房長官記者発表、同月11日付経済産業省『「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定について』参照）。

ちなみに、本件事故により、11市町村（南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、川内村、田村市、葛尾村、飯舘村、川俣町）の全部又は一部が、警戒区域ないし計画的避難区域に指定され、緊急時避難準備区域等の住民も合わせると、15万人を超える住民が避難を余儀なくされた。また、4月12日の時点で、本件事故は、INES（国際原子力事象評価尺度）評価に基づき、最悪のレベルである「レベル7（深刻な事故）」と位置づけられた（甲共104）。

ウ 申立人らの避難状況

飯舘村は、上記のとおり4月22日に計画的避難区域に指定されたものの、同月28日になってもなお、同村役場が福島県に対して仮設500戸、借り上

げ100戸の村民の避難先の確保を要請しているような状態であり、直ちに避難先を確保することは容易ではなく、実際に計画的避難を開始できたのは計画的避難区域の指定を受けてから約1か月後の5月15日からであった（避難者第1陣（10世帯64名）が5月15日に離村）。

計画的避難の実施に際しては、まず乳幼児をもつ家庭の避難が先行され、それ以外の一般世帯については同月21日ころに避難説明会が開催されたものの、7月下旬まで避難が実行できなかった者もいた（飯館村ホームページ内「飯館村年表」

（http://archive.vill.iitate.fukushima.jp/dsearch/ics/view_data.php?dataId=0005641）参照）（甲避難第C014—1、甲避難第D047—1等）。

以上の経過で、申立人らのうち、平成23年3月15日以降飯館村に滞在した者は、本件事故後、飯館村内に滞在することにより、本件事故により放出された放射性物質に被ばくしたことが認められる。

そして、福島県県民健康調査によれば、飯館村より福島第一原発に近い他の町村の住民のうち、平成23年3月11日から同年7月11日までの初期被ばく量の累計が5ミリシーベルト以上となった回答者の人数および割合を比較すると以下のとおりであり、飯館村の住民の上記回答者数及び割合は他の町村と比較して突出して大きなものであったことがわかる（甲共17、乙70。なお、以下の結果は平成29年3月31日現在のものである）。

市町村	5ミリシーベルト以上の回答者／全回答者	割合
飯館村	758人／2336人	32.4%
浪江町	95人／8442人	1.1%
双葉町	20人／3260人	0.6%
大熊町	21人／4810人	0.4%
富岡町	10人／7055人	0.1%

（2）科学的知見

いわゆる低線量被ばくについて、当事者の主張及び証拠から、概ね以下の科学的知見が認められる。

すなわち、①いわゆる低線量被ばくにより発生する健康不安は、確定的影響ではなく、確率的影响であること（甲共2、乙17）、②100ミリシーベルトを被ばくすると癌で死亡するリスク（確率）が0.5%上乗せされること（甲共2 17頁）、これは癌の致死リスクであり、癌の罹患リスクではないこと、③100ミリシーベルト以下の被ばくによっても、癌で死亡するリスクが増加

するという科学的知見が発表されているが、その内容及び統計的な評価については定まっていないこと、④ただし、放射線防護の観点から、100ミリシーベルトを下回る線量においても、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうというLNTモデルが採用されていること、⑤日本国内の居住者は、原発事故がない場合であっても、年1～2ミリシーベルト程度の自然被ばくをしていること（乙20参照）などが認められる。

(3) 国内法令等

現在の放射線管理に関する国内法令は、ICRPの1990年勧告（以下「1990年勧告」という。）に基づくとされる。

具体的には、電離放射線障害防止規則は、放射線業務従事者の被ばく限度として、放射線業務に従事する作業員一般に関する実効線量限度を、「5年間に100ミリシーベルトを超えず、かつ、1年間につき50ミリシーベルトを超えない」ものとしている。また、女性の業務従事者については、妊娠可能な女性作業員の線量限度に関して、3か月間につき5ミリシーベルトとしている（電離放射線障害防止規則第4条）。これは、1990年勧告に基づいた規定である（乙17 60頁・表6）。

また、作業場所における管理区域の設定基準について、1990年勧告ではその基準の目安となる線量レベルの数値は示されていないが、管理区域の設定が放射線管理の基本事項の1つであり、管理区域の外側にいる作業員の防護を確実にを行うためにも、その設定の目安となる数値を提示することが管理実務上実際的であることから、法令で一律の数値基準を定めることが適当であるとしている。

これを受け、例えば電離放射線障害防止規則は、管理区域を「外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域」としている（第3条1号）。

さらに、公衆被ばくに対する線量限度は、1990年勧告の基本的考え方が、公衆の被ばくに関する実効線量限度は、1年について1ミリシーベルトとするが、特別な事情のもとでは、5年間にわたる平均が年当たり1ミリシーベルトを超えなければ、単一年にこれよりも高い実効線量が許されることもあり得るとしていることを受けて（乙17 60頁・表6）、例えば、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則においては、「周辺監視区域」の定義を、「管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう」とし、同規則の規定に基づく経済産業大臣の告示には、線量限度を、原則として「実効線量については、1年間（4月1日を始期とする1年間をいう。以下同じ。）につき1ミリシーベルト」とし、例外的に、上記の規定にかか

わらず、経済産業大臣が認めた場合は、実効線量について1年間につき5ミリシーベルトとすることができる。」としている（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第6号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示第3条）。

（4）白血病の労災認定基準

放射線を取り扱う事業所において、労働者が業務上放射線に被ばくして、疾病等が生じた場合に関する労災認定基準では、白血病については、「被ばく量が年5ミリシーベルト以上」かつ「被ばく開始から1年を超えて発症し、ウイルス感染など他の要因がない」との基準により業務上外の認定がなされている

（昭和51年11月8日基発第810号「電離放射線障害に係る疾病の業務上外の認定基準について」）。

（5）中間指針及び第一次追補

中間指針第3の6は、「（指針）Ⅰ）本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項において同じ。）のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（略）Ⅳ）Ⅰ）の①の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとする。① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。（略）（備考）（略）7）Ⅳ）の①について、Ⅰ）の①の損害発生の日につき、個々の対象者が実際に避難等をした日とすることも考えられる。しかしながら、上記対象者が実際に避難をした日はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生の日は平成23年3月11日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断した（略）」と規定している。

また、自主的避難等対象者を対象とする第一次追補第2〔損害項目〕（備考）3）は、「比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについては・・・一定の合理性を認めることができる。」としている。

3 パネルの意見

（1）いわゆる低線量被ばくをした場合の慰謝料請求について

ア 現実化した場合の健康被害が深刻であり、現実化の不安が長期に及ぶこと
いわゆる低線量被ばくによる確率的影響につき、そのリスクをLNTモデルに基づいて判断した場合、その確率は必ずしも高いとはいえない（かかる評価は軽々に断ずることはできないが、少なくとも申立人らの引用する論文においても「小さい」と表現されている。）。

しかし、症状の重篤性は線量と直接的な相関関係がなく、もし、それが現実化した場合に生じうる健康被害は深刻である。

そして、放射線の健康影響への不安は、生活習慣等の健康影響との比較では解消されるものではなく、一定期間を経過することによって当然に解消されるものでもないものと考えられる。

イ 公衆の被ばくであること

申立人らは、公衆であり（1990年勧告では、職業被ばくと患者の医療ひばく以外のすべての被ばくを公衆として定義している。乙17 45頁・48頁）、職業人として被ばくしたのではない。そのため、職業人と異なり、公衆には被ばくするか否かについて選択の自由がないこと、公衆は被ばくからの直接的利益を何も受けないこと、公衆は放射線作業に必要な管理を、教育も含めて、何も受けていないことに留意すべきである。

ウ 健康被害の発生後の損害賠償請求が困難であること

放射線による健康被害の特徴として、①放射線障害に特有な症状はないこと（症状の非特異性）、②症状が数年、数十年を経た後に現れるものもあること（症状の遅発性）、③再発、併発、悪性変化などにより、完治し難いこと（症状の複雑性）、④重傷の障害を生ずるような被ばくをしても、痛覚、温覚との感覚ではわからないこと（被ばくの無知覚性）があげられる。これらの特徴から、健康被害が現実には発生した後に、放射線起因性の立証は困難と考えられる（山寄進「放射線被ばくによる健康被害と低線量被ばくにおける放射線起因性の立証」「法と実務」vol12参照）。

また、放射線による健康被害が数十年後においても発生する可能性があることから、損害賠償請求権の消滅時効や除斥期間の成否やそれらの起算点の問題が生じうる。

以上からすると、低線量被ばくをした後、健康被害が発生した場合に、加害者に対する損害賠償請求が極めて困難であるといえ、少なくとも、当事者間の自主的紛争解決手段である和解仲介手続においては、健康被害が発生する前の段階において、被ばくした者の不安に対する金銭的賠償がされる必要性は大きい。

エ 小括

被ばくの恐怖不安については、上述のとおり、自主的避難等対象者を対象とする中間指針第一次追補の第2【損害項目】（備考）3）においても「比較

的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについては・・・一定の合理性を認めることができる。」とされている。

また、放射線被害（とりわけ低線量被ばくによる）についての科学的知見の不確実さが残ること、その結果、専門家の中でも、安全性についての意見が分かれること、本件事故を通じて、「科学的合理性」なるものへの強い懐疑が存在することなどから、少なくとも、当事者間の自主的紛争解決手段である和解仲介手続において、不安の合理性を判断するにあたり、「科学的」合理性にこだわることは適切とは思われない（甲共37・112 吉村良一氏「福島原発事故被害の救済」）。

そうすると、上述したように、確率が低いとしても現実化した場合の健康被害が深刻であり、その不安が長期に及ぶこと、公衆の被ばくであること、健康被害発生後の損害賠償請求が困難であること、飯館村の住民は、県内の他市町村と比べても突出して初期被ばく量が5ミリシーベルト以上であった者の数及び割合が多いことなどからすれば、申立人らのうち、相対的に多く被ばくしたと認められる者の抱く健康影響に対する不安は、合理的な不安というべきである。

また、低線量被ばくによる健康被害が統計的に有意であるという十分な科学的な知見が現状認められないとしても、近時の低線量被ばくに関する研究からすれば、少なくとも上記のような申立人らの健康不安が科学的合理性から外れたものとも言い切れない（訴訟であれば、証明責任の問題となるかもしれないが、本和解仲介手続においてはひとまずそれは措く。）。

この点について、被申立人は、4月22日に、計画的避難区域に指定された飯館村は、その居住者等に対し、原則として、概ね1か月程度の間に順次当該区域外への避難のための立退きを行うことを指示されていることから、かかる

「概ね1か月程度」の期間の経過後の滞在継続については、そもそも相当性の問題があるなどと主張するが、当該申立人らが避難したくてもできない事情があったことを看過しており、相当ではない。当該申立人らの避難が遅れた事情としては、①他の避難指示区域の住民と比較すると約1か月遅れて指定を受けたことから、そもそも避難の開始が遅れたことにより避難先を探すこと自体に困難があったこと（飯館村は事前に避難指示がなされず（屋内退避区域は除く）、自治体全体がいきなり計画的避難区域に指定された唯一の自治体である。）、②避難する際に高齢者や子ども・幼児、障害者等のいわゆる避難弱者を抱えていることからくる困難があったこと、③畜産業を営み乳牛・肉牛の世話や処分を終えるまでの手続きに時間がかかったこと、④ペットを伴っての避難所入りができないためにペットを飼える家を探していたというような個人的事情が存在したこと、⑤行政区の区長、防災関係の仕事に従事しているなど責任ある立

場にあったため、区内の他の住民の避難等に関する相談に応じたり見廻ったりして自身の避難が遅れてしまったことなど様々な事情があるが、いずれも当該申立人らにとってはやむを得ない事情であると認められる。

(2) 慰謝料請求が認められるべき対象者について

上述のとおり、当パネルとしては、申立人らのうち、相対的に多く被ばくしたことにより健康不安が発生した者について、一定限度で金銭的賠償を認めるべきと考えるが、この点について、申立人らが主張するように1ミリシーベルトが受忍限度であり、それを超えれば直ちに慰謝料の請求を認めるべきと考えるのは相当ではない。

当パネルは、申立人らのうち、今中調査結果において概ね10ミリシーベルトの被ばくをしたとされた申立人らのうち、避難の時期等に照らし、被ばくの健康影響に対する不安を持つことが合理的と認められる者を相対的に多く被ばくしたものと判断した。理由は以下のとおりである。

ア 被ばく量をひとつの基準とすべき合理性

申立人らは、飯舘村全域に居住地が分布し、居住地毎に空間線量率も大きく異なること、また、申立人らの避難開始時期も異なることなどから、行政区ないし避難区域等の区別の違いのみにより判断したり、滞在日数の多寡のみにより判断したりするのは相当ではなく、空間線量率と滞在時間の累積である被ばく量で判断することは、合理的である。

イ 今中調査結果の信用性

今中調査結果は、いくつかの仮定（①飯舘村の放射能沈着は3月15日18時に一挙に発生したとすること、②セシウム137に対する沈着組成比は村の全域で同じとすること、③沈着放射能は移行しないとすること、④算出対象の外部被ばくは、村内滞在時のみとすること、⑤村内での生活スタイルは屋内16時間、屋外8時間とすること、⑥空気吸収線量から実効線量への換算係数は、10歳未満が0.8、10歳以上は0.7とすること等）を元に算出していることから、今中氏自身も自認するとおり、さまざまな不確かさはある。

したがって、当該調査結果が一切の誤差もなく、申立人らの絶対的な被ばく量を算定しているとまでは評価できない。

しかしながら、今中氏が、広島・長崎原爆放射線量の新評価システムDSO2策定の中心的メンバーとして深く関与し、被ばく量推定に関して高度の専門的知識及び経験を有していること、今中氏の調査が、住居の空間線量率と滞在時間の累積であることに鑑みると、今中調査結果の数値は、調査対象者に関する限りは、少なくとも相対的な被ばく量分布を相当程度反映したものであると評価することができる。

ウ 今中調査結果における概ね10ミリシーベルトを基準とすること

上述のとおり、当パネルとしては、相対的に多く被ばくした申立人らを認定する際の選別基準として、今中調査結果における概ね10ミリシーベルトを基準としたのであり、論理必然的な数字とはいえない。

しかし、上述のとおり、今中氏が被ばく量推定に関して高度の専門的知識及び経験を有していること、また、今中調査結果の平均被ばく量が、7.0ミリシーベルトであり、被申立人らも引用する証拠（乙57 UNSCEA R2013年報告書33頁104項）によれば、計画的避難区域の成人の1年間の被ばく量が4.8～9.3ミリシーベルトであって、その範囲に収まること（調査対象期間や内部被ばくの加算の有無等条件は異なるが整合するものと評価しうる。）などからすれば、絶対的な被ばく量としても、大きく外れたものではないと考えられる。

また、約4か月で概ね10ミリシーベルトの被ばく量は、形式的には年間20ミリシーベルトを超えるペースの被ばく量であること、上述した放射線防護に関する国内法令や白血病の労災認定基準などからすれば、仮定的な数字とはいえ、専門家から概ね10ミリシーベルトの被ばくをしたという証明を受けたことは、将来の健康に対する不安を覚えるのに十分な数字と評価できる。

なお、白血病については、「年間5ミリシーベルト以上」被ばくすれば白血病になるというわけではもちろんないが、その原因の一つとして放射線被ばくとの関係について語られることが一般的であり、上記のように放射線作業に従事する労働者に発生する白血病の労災認定基準の中に「年間5ミリシーベルト以上」という要件が存在することは、この程度の被ばくでも将来の健康に対する危険性や可能性があるとの不安につながりやすく、かかる点から判断しても、今中調査結果において概ね10ミリシーベルトとされた申立人らの健康への恐怖や不安の合理性を認める根拠のひとつと考えることができる。

そして、別紙申立人らは、今中調査結果において概ね10ミリシーベルトとされ、避難の時期等に照らしても、相対的に多く被ばくしたものと認められる。

(3) 別紙申立人らについて被申立人は慰謝料をすでに支払っていると評価できるか

上述のとおり、被申立人は、低線量被ばくについて、特に20ミリシーベルト程度以下の被ばくでは、それによる不安リスクは他のリスクに隠れてしまうほど小さいとし、仮に慰謝料を支払うべきとしても、これまで被申立人が支払った日常生活障害慰謝料に含まれており、既に支払済みであるとの主張をしていると思われる。

被申立人の本賠償での運用は、中間指針第3の6の指針Ⅳ) ①に基づくものと思われるが、同指針は、「避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから」、避難開始の時期を問わず、滞在者にも慰謝料を支払うべきこととしており、滞在者の初期被ばくに対する不安が慰謝料の対象に含まれるかは明らかではない。仮にその趣旨が含まれるとしても具体的な金額や割合は明らかとはいえない。

そうすると、初期被ばくに対する不安につき、上記中間指針の滞在者慰謝料を考慮するとしても、別紙申立人らは他の避難地区の住民と比べて相対的に多く被ばくしたと認められるのであり、上記中間指針の滞在者慰謝料の額を超える額の賠償金が支払われるべきと考えることが公平に叶うと判断した。

なお、環境省が発注する除染特別地域における除染関連業務では、労賃に加え特殊勤務手当を作業員に支給することになっており、その特殊勤務手当の支給額（平成24年4月までの発注については、除染等業務従事者は日額1万円）からしても、上記中間指針の滞在者慰謝料では不十分といわざるをえない。

(4) まとめ

飯館村民は、福島県県民健康調査結果（甲共17、乙7の2）においても認められるとおり、他の自治体の住民と比較すると平均して高い線量の被ばくを受けていると推測されるが、別紙申立人らは、さまざまな事情や理由から、飯館村からの避難が遅れ、結果として多くの者が6月以降にずれ込み、そのため、今中調査結果によると、概ね10ミリシーベルト程度の被ばくをしており、今中調査自体の信用性（マイナス部分）を加味してもなお、無視することのできないほど、通常より相当程度高い放射線量による放射線被ばくを受けた可能性がある認められる。

なお、被申立人は、東京都内の住民ないし南相馬市の住民を原告とする各慰謝料請求訴訟の判決を引用し、具体的危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって、妥当でないと主張するが、上記原告らと別紙申立人らの被ばく量に大きな差があると想定できること、本件が訴訟ではなく当事者間の自主的紛争解決手段である和解の仲介手続であることから、本件に当然妥当する主張とは考えられない。

低線量被ばくによる健康リスクは、評価が分かれるところであり、当パネルとしても、別紙申立人らの慰謝料請求を認めることにより、被災者の不安を助長する結果になることを望むものではないが、被申立人が、原子炉を取り扱う

原子力事業者であり、いったん事故が発生した時には、取り返しのつかない深刻な被害が広汎に及ぶ可能性があることから、法により厳格な防護措置、損害賠償措置を講じたうえで、特に許可を受けて取り扱うという責任ある立場にあるという点から考えると、被申立人がそのリスクを軽視するのは相当ではないというべきである。低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書（乙3）においても、「東電には東電福島第一原発事故の責任があり、低線量被ばくによる社会的不安を巻き起こしていることに対して深刻な反省が必要である。」とされているところである。

以上より、別紙申立人らは、通常より相当程度高い放射線量による放射線被ばくを受けた可能性があると認められたのであり、このような場合には平均的一般人を基準にして、放射線被ばくの危険にさらされ、その結果、自身の将来にわたる健康について恐怖や不安を抱くことについて合理性を認められると判断したので、（それが法的保護に値する限度を超えた侵害であるかどうかは別として、）中間指針第3の6に規定する精神的苦痛に対する増額の例に倣って、解決金として15万円を支払うよう被申立人に求めることとした。

4 申立人R001-1、R001-2について

本件申立人らのうち、R001-1、R001-2については、帰還困難区域に指定された長泥地区に居住していた。そのため、R001-1、2の両名については、今中調査結果による被ばく線量が20ミリシーベルト超であり、今般提出された今中調査結果の中で最も高い被ばく量であった。そこで、長泥地区の集団案件における和解契約の内容を参考とし、中間指針第3の6（指針）1に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として金50万円が相当であるとした。

以上

平成29年12月18日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 高 木 佳 子

仲介委員 桑 野 雄一郎

仲介委員 井奈波 朋 子

仲介委員 小 笹 勝 章

仲介委員 國 貞 美 和

平成26年（東）第4608号，平成27年（東）第2390号事件

申立人 長谷川健一 ほか

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

回答書

（異議をとどめた受諾）

平成30年1月31日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人弁護士 河 合 弘



同 弁護士 保 田 行 雄



同 弁護士 海 渡 雄 一



同 弁護士 大 河 陽 子



ほか93名

本書面では，平成29年12月18日に貴センターから交付を受けた，
初期被ばく慰謝料に関する「和解案提示理由書」に関する回答を述べる。

目次

第1 回答の趣旨	2
----------------	---

第 2	回答の理由（異議をとどめる理由）	2
1	今中調査結果の用い方の誤り	2
2	今中調査結果は内部被ばく量を含んでいないこと	3
3	「概ね 1 0 mSv」の不当性	3
(1)	①について	4
(2)	②について	4
ア	公衆被ばく限度は年間 1 mSv	4
イ	4 か月で 1 0 mSv は公衆被ばく限度の 2 6 倍超	5
5	対象外とした理由が示されていないこと	6
6	慰謝料額の不当性	6
7	弁護士費用	8
8	結論	8

第 1 回答の趣旨

申立人らは、平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日に貴センターから交付を受けた「和解案提示理由書」を受諾する。

ただし、下記「第 2」で述べるとおり異議を留める。

第 2 回答の理由（異議をとどめる理由）

1 今中調査結果の用い方の誤り

「和解案提示理由書」は、上記のとおり「申立人らのうち、今中調査結果において…被ばくをしたとされた申立人ら」を初期被ばく慰謝料の対象者とする（9 頁）。

しかし、これは、今中調査結果（甲被ばく 1 号証）の用い方を誤っている。これまで述べてきたとおり、今中調査結果は、飯舘村全体の初期被ばく量が突出して高いことを立証するために提出した資料であって、

今中調査結果の有無によって個人の慰謝料を判断することを求めたものではない。今中調査結果のない申立人らも、他の申立人らと同様に、深刻に汚染されていた飯舘村内に居住し、無用な被ばくを強いられていたことは事実である。

それにもかかわらず、今中調査結果がないことを理由として、その申立人らを慰謝料の対象外とすることは不合理である。

2 今中調査結果は内部被ばく量を含んでいないこと

「和解案提示理由書」は、今中調査結果を慰謝料の根拠とする（9頁）。

ところが、今中調査結果は、内部被ばく量を含まない（甲共89号証3頁「2」）。

特に、甲状腺がんの大きな要因である放射性ヨウ素による内部被ばくが除かれていることが大きな問題である。放射性ヨウ素は、チェルノブイリ原発事故後に小児甲状腺がんを増加させた（準備書面（10）「第3」の「2(1)ウ」。そして、福島原発事故後も小児甲状腺がんが増加している（申立人ら準備書面（7））。SPEEDIを用いた計算によると、飯舘村のほぼ全域における1歳児の甲状腺等価線量が、2011年3月12日～同年4月24日の約1か月半で100mSvから500mSvにのぼる（甲共155号証の2）。今中調査結果には、これほど大きいと推定される内部被ばく量が含まれていない。

今中調査結果に内部被ばく量を含めれば、実際の被ばく量は、今中調査結果の算定量を上回るのは確実である。内部被ばく量を見捨て、外部被ばく量のみに着目して「概ね10mSv」と基準を立てることは大きな誤りである。

3 「概ね10mSv」の不当性

「和解案提示理由書」は、「概ね10ミリシーベルトの被ばくをしたとされた申立人ら」（9頁）を初期被ばく慰謝料の対象者とする。そし

て、「概ね10ミリシーベルト」の理由として、「論理必然的な数字とはいえない」と認めつつ、①UNSCEAR2013年報告書（乙57・33頁104項）に記載の被ばく量の範囲に収まること、②年間20mSvを超えるペースの被ばく量であることや放射線防護に関する国内法令や白血病の労災認定基準などからすれば専門家から概ね10mSvの被ばくの証明を受けたことは健康に不安を覚えるのに十分な数字と評価できるとする。

しかし、この判断には、次のとおり、問題がある。

(1) ①について

「和解案提示理由書」は、UNSCEAR2013年報告書（乙57）の「計画的避難区域の成人の1年間の被ばく量が4.8～9.3ミリシーベルト」を引用して、今中調査結果がその範囲内にあることを10mSvの理由として挙げる。

しかし、乙57の当該部分も、今中調査結果も、放射性ヨウ素による内部被ばくである甲状腺等価線量を示すものではない。つまり、「10mSv」は、内部被ばくを踏まえたものではない。

そもそも、乙57（それを要約した乙共23）は、WHOによるリスク評価と矛盾し、さらには従来のUNSCEAR自体の主張とすら矛盾する上、多くの批判を受けており、信用性に欠ける（申立人らの準備書面（13））。

以上のとおり、乙57を考慮することは、初期被ばく慰謝料を決める理由にならない。

(2) ②について

ア 公衆被ばく限度は年間1mSv

公衆の被ばく量の上限についての国際的な合意・国内法の定めは、年間1mSvである（申立人ら準備書面（1）19頁「（1）」「（2）」）。

ICRPは、当初、公衆の被ばく限度を年間5 mSvとしていたものの、広島・長崎の被ばく生存者追跡データによりがん死リスクが想定よりかなり大きいことが明らかになり始めたことを受けて線量限度を引き下げざるを得なくなり、1985年パリ声明において年間1 mSvに減少させ（甲共136・スライド41）、現在も年間1 mSvを維持している（甲共136・スライド42，43）。

実際にも、2010年代の最新の研究において、成人であっても年間1.1 mSvの極低線量でも白血病リスクの増加、放射線感受性の強い小児では毎時0.2 μ Sv以上の自然放射線による線量であっても、毎時0.1 μ Sv未満の線量の場合に比して、全ガン及び白血病・急性リンパ性白血病・中枢神経系腫瘍が明らかに増加し、自然放射線と小児がんとの関係は因果関係ありと判断されることなどの研究結果が次々と明らかになっている（申立人ら準備書面（6）等）。

以上のとおり、国際的な合意・国内法の定めの内容、当該定めに至った歴史的経過、最新の研究を踏まえても、公衆被ばく限度は年間1 mSvである。

したがって、「年間20 mSvを超えるか否か」を考慮する合理的理由は無いし、公衆である申立人らが「健康に不安を覚えるのに十分な数字」は年間1 mSv超であって、「10 mSv」超に限定する理由も無い。

イ 4か月で10 mSvは公衆被ばく限度の26倍超

公衆被ばく限度の年間1 mSvを、約4か月半（平成23年3月11日から同年7月末）に換算すると0.375 mSvである。つまり、「和解案提示理由書」の「10ミリシーベルト」は、国際的な常識・国内法の定め26倍超に達する。しかも、これは外部被ばく量のみである。

このように「概ね10 mSv」という基準は、原発事故によって国際的な常識・国内法の定めを超える無用な被ばくを強いられた申立人らの恐怖、不安を無きものとするものであって、決して許されない。

5 対象外とした理由が示されていないこと

「和解案提示理由書」は、今中調査結果を提出した申立人らのうち53名を慰謝料支払いの対象外とする。今中調査結果において「概ね10 mSv」の申立人であっても慰謝料支払いの対象外とする。

しかし、対象外とする理由は、明確には記載されておらず、「概ね10ミリシーベルトの被ばくをしたとされた申立人らのうち、避難の時期等に照らし、被ばくの健康影響に対する不安を持つことが合理的と認められる者を相対的に多く被ばくしたものと判断した。」とするのみである（9頁）。

同じ汚染地域に居住する申立人らのうち、一部の申立人のみを慰謝料支払いの対象外とする理由は、通常は存在しないのであり、あえて区別するのであれば、申立人ごとに個別的・具体的理由を示さなければならない。特に「概ね10 mSv」の申立人については、対象外とされる個別的・具体的理由が必要である。

このように一部の申立人らを慰謝料支払いの対象外とした理由が、申立人ごとに個別的・具体的に示されていない点でも、不合理である。

6 慰謝料額の不当性

飯舘村に関して、本件以外のADRにおいて、分かる範囲でも、次のとおり、被ばく慰謝料の和解案が示されている。

①飯舘村長泥地区集団ADR（平成25年5月和解案提示，平成26年2月東電受諾）

妊婦・子ども1人100万円

大人1人50万円

②飯舘村蕨平地区集団ADR（平成26年3月和解案提示）

妊婦・子ども1人100万円

大人1人50万円

③飯舘村比曽地区集団ADR（平成28年11月和解案提示）

妊婦・子ども1人80万円

大人1人40万円

これら長泥地区、蕨平地区、比曽地区についてみると、下図のとおり、長泥地区のみが帰還困難区域であり、蕨平地区・比曽地区を含むその他の地域はほとんどが居住制限区域である。長泥地区を除けば、比曽地区・蕨平地区とその他の地域における被曝量が大きく変わることは無いと考えられる。



出典：飯舘村－震災以降の飯舘村を伝える情報サイト－より

1

¹ NHK「東日本大震災アーカイブス」の「福島県飯舘村」より抜粋
www9.nhk.or.jp/archives/311shogen/summary/local/04/

ところが、本件の「和解案提示理由書」で示された15万円（長泥地区のみ50万円）は、上記地域と比べて、極めて低額である。

また、「概ね10 mSv」は上述のとおり公衆被曝限度の約26倍もの深刻な被ばくであり、被ばくによる健康被害は数年から数十年経過してから発生するという性質であるため不安や恐怖は時の経過とともに増大すると考えられる。これらのことから、わずか15万円で精神的苦痛が慰謝されるとは到底いえない。

以上のとおり、慰謝料額の点からも不当である。

7 弁護士費用

「和解案提示理由書」には、弁護士費用の記載がない。

弁護士費用は、被申立人東京電力ホールディングス株式会社による加害行為と相当因果関係を有する損害であるので、当然、「和解案提示理由書」に記載の金額に別途追加されるものであると考えるが、念のため、指摘しておく。

8 結論

以上のとおり、異議のある点は多々あるものの、迅速な被害救済のためにやむを得なく、異議をとどめつつ受諾する。

以上

副 本

平成26年（東）第4608号，平成27年（東）第2390号

直送済

和解仲介手続申立事件

申立人 長谷川 健一ほか

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解案に対する回答書

平成30年1月31日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人弁護士

棚 村 友 博



同

田 中 秀 幸



同

中 川 明 子



（連絡担当）同

塚 本 弥 石



第1 ご回答

頭書事件に係る貴センターから平成29年12月18日付けで提示された和解案（以下「本和解案」といいます。）については，受諾いたしかねます。

第2 理由

本和解案は，京都大学原子炉実験所今中哲二助教の「福島第1原発事故による飯舘村住民の初期被曝放射線量評価に関する研究」における被ばく線量の試算結果において，概ね10ミリシーベルト程度の被ばくをしたとされている申立人らのうち，避難の時期等に照らし，被ばくの健康影響に対する不安を持つことが合理的と認められる者について，中間指針第3の6に規定する精神的苦痛に対する精神的損害の増額の例に倣い，解決金（申立人らのいう初期被ばく慰謝料）として15万円（申立人R001-1，R00

1－2については50万円)の支払いを被申立人に求めるものです。

その理由として、貴センターは、当該支払いの対象となる申立人らについて、本件事故後に飯舘村内に留まったことにより放射線に相対的に多く被ばくし、その結果、自身の将来にわたる健康について恐怖や不安を抱くに至っており、またそのような恐怖や不安を抱くことについても十分な合理性が認められるとし、このような十分な合理性が認められる恐怖や不安は中間指針が規定している金額(1人月額10万円)の精神的損害の額では評価し尽くされていないことを挙げています(本和解案提示理由書の1頁)。

しかしながら、以下のとおり、第1に、初期被ばくに係る精神的損害は法律上発生しておらず(下記(1)(2))、また第2に、仮に発生しているとしても、被申立人が既に支払った賠償の中に包摂されたものであり、すでに填補されており(下記(3))、貴センターの本和解案提示理由を受け入れることはできません。

- (1) 積算量として概ね10ミリシーベルト程度の放射線被ばくをしたことをもって、精神的損害を基礎付けるに足りる合理的な不安を惹起する程度の具体的な健康被害の危険に曝されたとは評価できないこと

本和解案提示理由書は、放射線の被ばく線量とその確率的影響との間には閾値が存在せず直線的な関係が成立するという考え方(いわゆるLNT(Linear Non-Threshold)仮説)を根拠として、申立人において、低線量被ばくによる健康被害の危険の現実化の不安が長期に及ぶと判断したものと理解いたしました。しかしながら、LNT仮説は、低線量被ばくによる健康影響について、科学的に証明されたものではありません。したがって、20ミリシーベルトの放射線被ばくについて、100ミリシーベルトの放射線被ばくの20%の健康被害の危険があるとは科学的に証明されていません。むしろ、国際的に合意された科学的知見としては、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。

したがって、申立人らが、積算量が概ね10ミリシーベルト程度の被ばくをしたことをもって、精神的損害の請求を基礎付けるに足りる合理的な不安を惹起する程度の客観的な健康被害の危険に曝されたとは、そもそも評価できません。

- (2) 申立人らが抱く不安が、精神的損害の発生を基礎付けるに足りる合理的な不安であるとは評価できないこと

申立人らが、かかる放射線被ばくによって主観的な不安を抱くことは考えられますが、前述のように、国際的に合意された科学的知見として、100ミリシーベルト以下の被

ばく線量では、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされているところ、平成24年2月に作成された福島県の皆さまに向けた政府のパンフレットにおいてもこのことは明記されており、飯舘村の住民の方々においても、こうした情報に接する機会は十分にあったものと思料します。こうした中で、仮にそのような科学的知見を知った後においても、なお申立人らが不安感を抱いたとしても、それは、科学的知見に裏打ちされた合理的な不安とまでは言えず、漠然とした不安感にとどまるものと言わざるを得ません。そして、判例法理上、一般に、漠然とした不安感のみで精神的損害の発生を基礎付けることはできないことは明かです。

(3) 飯舘村に滞在したことによる精神的苦痛（放射線被ばくへの不安の中で生活することを対象とするもの）に対する賠償は支払い済みであり、かつ全体としては十分な精神的損害の賠償を支払っていること

被申立人は、申立人らが避難をいつ開始したかを問わず、平成23年3月11日以降（平成30年3月まで）の時期について、基本的に1人月額10万円の精神的損害の賠償を行っているところ、飯舘村での滞在期間中におけるこのような精神的損害の賠償は、放射線被ばくに対する不安による日常生活阻害に対して慰謝する趣旨のものであり、申立人らが本件事故後飯舘村に滞在したことにより、放射線被ばくへの不安の中で生活することにより被った精神的苦痛については、避難後の精神的苦痛に準じて、1人月額10万円の精神的損害の賠償において対象とされています。

また、精神的損害を広く、本件事故から発生した精神的苦痛に伴う損害と捉えた場合、被申立人は、申立人らに対して、合計850万円から1004万円（申立人R001-1については1600万円、R001-2については1525万円）の精神的損害の賠償を支払ってきており、仮に低線量被ばくによる不安感が法的保護に値するとしても、全体としては、既に十分な賠償を支払って来たと言わざるを得ません。

したがって、前述のような、積算量が概ね10ミリシーベルト程度の被ばくをしたことによる健康被害の危険の程度を踏まえても、かかる賠償額を超えて、精神的損害の額が認定されるべき根拠はないものと思料します。

以 上

放射線の健康影響～将来世代もふくめて

振津かつみ 医薬基盤・健康・栄養研究所 katsumifuritsu@gmail.com

東京電力福島第一原発の重大事故が起きてから間もなく8年を迎える。事故によって「放射線管理区域」レベルに汚染された地域は、福島と周辺県を含む広範囲に及ぶ。その地域に居住する約400万人の住民は、1年目の外部被曝だけでも1mSvを超える追加被ばくをし、その結果、被曝量に応じた将来の健康への「追加リスク」を被った。また、すでに数多く(2016年3月末まで4万7千人、2017年度1万6千人)の労働者が、高線量下の事故収束作業に従事している。国策で進めてきた原発での重大事故で多くの人々が生活を奪われ、健康リスクを背負わされたのである。被ばくによる健康への懸念は、将来世代にも及ぶ可能性がある。全ての被災住民と被曝労働者に、生涯にわたる健康管理と医療給付(「健康手帳」の交付など)を行うことは、最低限の国の責任である。

低線量被ばくの健康影響に関する疫学調査

フクシマ原発事故以後、「100 mSvでは明らかな健康影響は見られない」との主張が、政府や「原子カムラ」の専門家から繰り返されている。しかし、100 mSv以下の被ばくでも、健康影響があることを示す疫学調査データは、これまでも数多く報告されている。

世界15カ国の約40万人(約6,500のガン死)の核施設労働者の調査では、平均約20 mSvの集団でもガン死の増加が有意に認められている(2007年)。さらに、米、英、仏、の3カ国の核施設労働者、約30万人に関して、同じく平均20mSvの集団を、観察期間をより長くして症例数(約2万のガン・白血病死)を増やすなどの新たな解析を行った結果でも、被ばく量に応じたガン・白血病死のリスクの増加が認められている(2015年)。これらの調査では、原爆被爆者のように短時間に高い線量を被ばくした場合と比較して、労働者のように年月をかけて総量として同線量を被ばくした場合には、後障がい(ガン・白血病)のリスクは同じであることが明らかになってきている。また英国の調査では、100mSv以下でも、ガン・白血病以外の循環器疾患の増加が確認されている(2008年)。

胎児への医療被ばくについて、英国のA.スチュアートらは、妊婦が受けたレントゲン検査の枚数に比例して、生まれてきた子供たちの小児ガンが増加することを、すでに1950年代に報告しており、その後の調査でも、2.5mSvの胎児線量から小児ガンの有意な増加がみられることが確認されている。また近年、小児のCT検査によってガン罹患リスクが増加することが、英国(2012年)やオーストラリア(1回のCTの推定線量4.5mSvで、全ガン・脳腫瘍・白血病の罹患の有意な増加。2013年)の大規模調査で報告されている。

原爆被爆者の「寿命調査」(LSS)第14報(2012年)では、1950～2003年に亡くなった被爆者88,611人について解析した結果、被ばくによって追加されるガン死のリスクには「しきい値」がなく、線量に応じて直線的に増加することが示され(直線しきい値なし = LNT)、どんな低線量の被ばくでも線量に応じた確率で、ガン死のリスクが加わることが被爆者の疫学調査でもより明らかになった。また被爆時年齢が若いほどガン死のリスクが高い、つまり子どもの方が成人よりもよりリスクが高いことも改めて確認されている。

放射線の「継世代」影響～将来世代の健康保障と人権を考える

放射線被ばくの遺伝的(継代的)影響研究では、マウスなどの哺乳類を含む動物実験では、特定の遺伝子の突然変異、ガンや先天異常、DNAレベルの「遺伝的不安定性」などが、親の被ばく線量に依存して次世代で有意に上昇することが報告されており、継代的影響は明らかである。

しかし「ヒト集団」では、これまでのところ原爆被爆者の二世調査をはじめ、チェルノブイリや他の核被害者次世代の調査研究でも明らかな被ばくの継世代影響は「証明」できていない。疫学調査で、罹患・死亡率を指標に放射線の継世代影響を検出するには、少なくとも二世の家系についての膨大な数の調査対象で、数十年以上の調査期間にわたるデータ収集、多くの交絡因子の解析などを要し、現実的には非常に困難である。

調査研究で「今のところ影響が検出できていない」ということと、「影響がない」ということは同義ではない。「影響がない」と主張するだけでは、人々の将来世代の健康に対する懸念に応えることはできない。ヒトにおける放射線の継世代影響研究の現状をふまえ、被害者の将来世代の健康保障、人権を確立するには、「予防原則」に基づく具体的な施策が求められる。フクシマ事故も含めた核被害による将来世代の健康と人権の問題は、世界の核被害者の普遍的課題でもある。



編集・印刷

2018年2月17日
日本大学生物資源科学部
生物環境工学科
糸長研究室